

東北三県凶作で岡山孤児院が収容した 長期在院児への養護実践の歴史的役割 (4) —1919 (大正8) と1920 (同9) 年に退院した東北児を中心に—

Historic roles of Okayama Orphanage's Residential Care
of Long-term Cared Children in The Great Famine of Northern Japan (4) :
focusing on orphans discharged of three Tohoku Prefectures from 1919 to 1920

菊池 義昭
KIKUCHI Yoshiaki

要約

本稿では、1906年の東北三県凶作時に岡山孤児院が収容した貧孤児（東北児）のうち、1919年と1920年に退院した東北児計59人への、同院の養護実践の歴史的役割の一端を解明するため、彼らの退院前後の具体的内容に焦点化して、その内容を分析した。

この時期に退院した東北児は、1919年から退院基準を変更し、新たに農場学校卒業生と徴兵検査終了後の農業見習生を退院と定めたため59人に急増し、在院期間も12年9ヶ月から14年8ヶ月に達していた。このため、①個々の東北児の成長を全面的に支えた期間がさらに長期化し、1919年は学齢前半から成人期までの成長を支えられた者が30人と最も多く、1920年も同時期が9人と最も多く、全体的には幼年期後半から成人期までの成長を全面的に支えていたことが理解できた。そして、この内容が、岡山孤児院の養護実践の歴史的役割と理解でき、かつ、東北三県凶作という災害救済史研究における慈善事業（社会福祉）の固有性の概況と確認した。また、②東北児の収容が、残った家族等の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したかについては、「貢献」と「貢献不十分」の合計が29人と半数程度となり、14年間前後におよぶ東北児への長期的、継続的な支援によって、残った家族等の生活の立て直しにも貢献したことが理解できた。さらに、③東北児の退院後の帰宅による、帰宅した家族等の生活自活への寄与についての予測は、「寄与」が合計8人と非常に少なく、「寄与せず」が全体の6割を占めた。ただし、②、③の内容も、岡山孤児院の養護実践のもう1つの歴史的役割と理解でき、災害救済史研究における慈善事業（社会福祉）の固有性に加えられることを裏付けた。

キーワード：岡山孤児院 東北三県凶作 児童福祉史 災害救済史

はじめに

本研究は、濃尾大震災と東北三県凶作という2つの災害において、多数の貧孤児を収容した岡山孤児院の活動内容の歴史的役割を解明するため、この2つの災害時に同院が収容した個々の院児の入院から帰郷（宅）もしくは独立自活までの養護実践の内容を裏付け、その内容が解明できれば、災害救済（支援）史研究における慈善事業（社会福祉）の固有性としての歴史的役割（意義）が立証できると認識し研究を進めているところである¹⁾。

そして、前稿では、後者の東北三県凶作で岡山孤児院に収容され、5年以上在院した1911（明治44）年以降の貧孤児（以下東北児とする）を「長期的、継続的な救済（支援）」児と定め、その中の1918（大正7）年に退院した個々の東北児への「長期的、継続的な救済（支援）」としての養護実践の、特に彼らの退院前後の内容に焦点化し、複数の資料を使ってその内容を解明・分析し、災害救済（支援）史研究における慈善事業（社会福祉）という実践の歴史的役割の固有性の検証を実施した²⁾。そこで、本稿では、前稿に引き続く1919（大正8）と1920（同9）年に退院した東北児の、①東北児本人への養護実践の時期に関する大枠の分析と、②彼らの収容により、後に残った家族等の東北三県凶作の被害を含む生活困窮状態からの救済（支援）とその後の生活の立て直し（自立支援）への貢献の有無および、③成長した彼らが帰宅した場合は、帰宅後の家族等の生活自活にどのように寄与するかなど予測してみることにする。

さらに、先の①、②、③の内容の分析に当たっては、その「大枠」、「貢献」、「寄与」の概況を統一的に示す基準が必要であると認識し、その基準を次のように設定して分析していくことにする。まず、①については、東北児自身が岡山孤児院の養護実践を通して成長した時期を指標化することが必要で、その年齢的な目安としては、東北児の在院中の年齢が1歳から6歳未満を幼児期（4歳から6歳未満は幼児期後半）、6歳から12歳までは当時尋常科の1年生から6年生までに該当するので学齢期（9歳までを学齢期前半、10歳からは学齢期後半）とし、13歳から16歳までを思春期、17歳から20歳未満までを青年期、20歳から25歳までを成人期とするライフステージの時期区分を指標（仮説）に使用してまとめることにする。ただし、幼児期、学齢期、思春期、青年期、成人期という表現は今日の概念が含まれ、明治後期から大正期の一般的な年齢区分の概念がどのようなものであったかは今後確認することにし、ここでは便宜的に使用することを付け加えておく。

また、②については、東北児の収容とその後の在院期間中に、彼等の家族等が生活困窮状態から救済され、その後の生活の立て直しに貢献したかの有無を裏付けることを意図したものであるため、東北児に帰郷（宅）する家族等が存在する場合は結果的に「家族等への救済とその後の生活の立て直し」に「貢献」（成功）したため、彼らが帰宅できたと理解する。一方、東北児の家族等が離散状態や退院を希望しない場合は、「家族等への救済とその後の生活の立て直し」が結果的に上手くいかなかった（成功しなかった）ため、東北児が帰宅できなかった（「非貢献」と理解でき、また、帰宅したが岡山孤児院に再入院した場合や家族等が確認できるのに結婚もしくは独立した場合は「貢献不十分」とする。さらに、家族等の存在の有無が資料で確認できない時は「保留」としておくことにする。

そして、③は、東北児の帰郷（宅）後の、家族等の生活自活への寄与であるが、これは東北児の帰宅時の年齢により、その「寄与」の程度が相違すると判断し、次のような基準を使って説明する。東

北児が学齢期後半に帰宅した場合は、彼等が家族等の日常生活を支える働き手（労働力）として寄与すると理解し、思春期で帰宅した場合は家族等の仕事を支える働き手（労働力）として寄与するとする。また、青年期に帰宅した場合は、男性がほぼ一人前の収入（稼ぎ）が得られる働き手（労働力）とし、女性はほぼ一人前の仕事ができる働き手（労働力）とし、成人期の場合は男性が一人前の収入（稼ぎ）が得られる働き手（労働力）とし、女性は一人前の仕事ができる働き手（労働力）として寄与すると仮定する。ただし、これ等の仮定も当時の一般的な状況に基づく正確な基準でなく、不十分な便宜的なものである。さらに、帰宅したが、帰宅先の家族等の事情などで岡山孤児院に戻り再入院した時は、家族等には寄与できなかつたと理解し「寄与できず」とし、退院したが、地元の家族等の許に帰郷（宅）せず、他の土地で独立または結婚した者は、地元の家族等には寄与しなかつたため「寄与せず」とする。また、退院先そのものが資料的に確認できない時は「保留」としておくことにする。

次に、本稿で使用する資料であるが、主に使用するのとは下記の資料である。

- (1) 『退院原簿 岡山孤児院』（以下『退院原簿』と略）の1919年年前後から1920年に退院する東北児に関する事項などを解明する時に使用する。
- (2) 茶臼原孤児院『大正七年度日誌』。
- (3) 茶臼原孤児院『大正八年度日誌』。
- (4) 茶臼原孤児院『大正九年度日誌』。
- (5) 茶臼原孤児院『大正十年度日誌』。

また、上記の資料には、頁が付いてないため、(1)の資料からの引用に関しては本文中に資料名（略称）を記入し、註を省略する場合がある。さらに、(1)の資料からは、東北児の氏名、生年月日、入院月日、原籍（本籍）地住所他、退院年月日、退院事故（退院理由）を引用するが、個々の註は省略する場合がある。また、(2)から(5)の資料には、個々の東北児の退院前後の内容が記述され、東北児が家族等の生活する故郷に帰宅したか、それとも帰宅せず自立自活したかの内容等が、茶臼原孤児院側の立場から記載されている最も重要な資料である。このため、本論での論述は、最初に茶臼原孤児院が受取った文書（手紙）の概要によるととか、同院が送付した文書（手紙）の概要によるととかの、前書きから始めることが必要だが、その部分は省略することが多いことを断っておく。

さらに、本論に入る前に、その前提となる、東北三県凶作で岡山孤児院が収容した貧孤児とその後の故郷への送還等の状況および、1919年前後から1920年の同院の全体的な動向を簡単に確認しておく、次のようになる。

1、東北三県凶作での貧孤児収容と1919年前後から1920年の岡山孤児院の動向

東北三県凶作で岡山孤児院が収容した貧孤児は、1906（同39）年3月26日から6回に分けて合計825人に達したため、一時岡山孤児院は1,200人規模の施設に拡大した³⁾。つまり、3月26日の1回目が242人、4月5日の2回目が120人、4月11日の3回目が67人、4月15日の4回目が51人、4月26日の5回目が72人、5月17日の6回目が272人の貧孤児（1人たりない）を収容したのであった。その県別内訳を『入院原簿第壱号』の原籍地別で集計すると福島県334人、宮城県432人、岩手県61人と2人多かった。

そして、これらの東北児のうち、約1年後の1907年5月20日に126人が里郷に送還され、翌1908(同41)年1月24日、25日にも359人が、9月8日には85人の送還が実施され、この時点では約70%の東北児が退院し帰郷したのであった。その後も順次東北児が退院し帰郷または独立していくが、これと並行して、1908年11月14日から院児の茶臼原孤児院への移転が本格的に始まり、1912(同45)年3月27日には岡山本部に残る女児71人も茶臼原孤児院に移転し、残る東北児も同様に移転したため、里預児以外の全ての院児は茶臼原孤児院で生活することになった。

つまり、石井十次院長は、茶臼原孤児院で歛鎌主義に基づく農業的独立自活を推進する方向に舵を切り、茶臼原農村を具体化しつつある中で、1914(大正3)年1月30日に永眠し、大原孫三郎評議員が理事となり、石井院長の遺志を引き継ぐことになったのである。

そして、大原理事(院長)は、晩年の石井院長が精力を傾けてその体制を整備しつつあった茶臼原孤児院を、石井院長の遺志を引き継ぎ「基督教的農村」として具現化していくことになった。つまり、岡山事務所は再度岡山本部となり、里預児の養育を継続し、茶臼原孤児院では1915(同4)年4月に松本圭一を校長とし茶臼原農場学校(以下農場学校と省略)が本格的に開校し、農業見習生として近隣の農家に奉公に出ている者の中から本人の希望を基に選抜し、その生徒に、農業教育を実施して殖民(独立農家)を養成する取り組みを始めたのである。そして、本稿では、その取り組みが具体化する中で、1919年1月23日の臨時評議員会で大原理事が辞任し、後任の理事に大庭猛が就任した後の約2年間の間に退院した東北児を中心に分析していくことにする。

つまり、この時期の岡山孤児院の全体的な動向は、茶臼原孤児院では石井院長の意志を受け継いだ大原理事を中心に、農場学校の開校などにより同院の養護実践システムの最終段階が現実的かつ具体的に整備され、その結果殖民として独立自活を目指す者が増加し、石井院長が構想した「基督教的農村」としての茶臼原農村づくりが具現化される方向にさらに前進した⁴⁾。一方、大阪分院は、やはり大原理事の意向と財政支援で、岡山孤児院の組織から分離して財団法人石井記念愛染園として独立し、本格的なセツルメント事業へと脱皮すると同時に、社会事業を研究する民間組織も誕生させた。このため岡山孤児院の運営体制は三部制から二部制に縮小し、その指令塔となったのが岡山本部(または岡山事務所)で、同部は地理的に大原理事と近かったため再度「本部」としての役割を果し、さらに里預児の活動に加え岡山友愛社の事業を構想するがほとんど具体化しなかった。

そんな中で、1919年1月23日の臨時評議員会で大原理事が辞任し、後任には大庭猛が理事として就任し茶臼原孤児院も変化していくことになる。その象徴的な出来事の1つが、農場学校農学科が1922年1月中旬に廃止となってしまうことである。さらに、岡山本部は大庭理事に替ったことで1919年からは「本部」としての役割を果す業務が急減し、再度岡山事務所に変更され年々その比重が小さくなり、茶臼原孤児院イコール岡山孤児院という方向で全体的にも縮小が進み、同院の二部制も名目的なものになっていくのである。それを最も端的に示すのが、岡山孤児院全体の院児数の推移であり、1918年から1920年までの各年末の状況をまとめると表1左のように、岡山本部(事務所)は1918年末に里預児が42人であったものが1920年末には23人にまで19人も減少してしまうのであった。一方、茶臼原孤児院は、家庭舎の院児が1918年末の121人から114人へと7人減少したが、最も大きな減少は農業見習生が150人から32人に118人も急減したことであった。さらに、農場学校農学科生も55人から32人に23人減少したのであった。この農業見習生と農場学校生が急減した原因は、興農部に20人移行したこと

岡山孤児院の各部別他の院児等の動向

<表1>

	茶白原孤児院											合計	宮崎県下殖民出身者戸数					
	岡山	里子	家庭	里他	自救	小学	見習	興農	農普	農学	計		茶白	檜野	柳井	其他	計	縁付
1918年末	42人	121人	/	/	/	150人	/	/	55人	326人	368人		/	/				
1919年末	45	99	5人	2人	(73人)	78	-人	(20人)	38	222	267	15戸	6戸	2戸	11戸	34戸	23戸	
1920年末	23	114	3	2	(74)	32	20	(34)	32	203	226	15	8	8	11	42	21	

<注>岡山は岡山事務所、里子は里預児、家庭は家庭舎、里地は里預児地、小学は小学校、自救は自宅救助、見習は農業見習生、興農は興農部生、農普は農場学校普通科生、農学は農場学校農学科生、茶白は茶白原殖民、檜野は檜野農場、柳井は柳井迫農場、縁付は宮崎県下で結婚した者の略。小学と農普の人数は家庭舎の内訳のためカッコとした。また、1921年末の数字は資料に誤差があった。

(財団法人岡山孤児院『大正七年度年報』、同『大正八年度年報』、同『大正九年度年報』より作成)

もあったが、最大の原因は1919年7月4日の主任者会で、徴兵検査を終了した20歳以上の農業見習生と農場学校卒業生は全て退院と定めたためであった。

このため、茶白原孤児院全体では326人から203人に123人減少し、この123人の退院児中に多数の東北児が含まれていたのであった。なお、この退院児数は、『退院原簿』と相違していたため、個々の東北児については『退院原簿』を基に分析する。さらに、これまでの退院は、院児の親許等への帰郷が中心であったが、1919年と1920年は20歳以上の農業見習生等が自動的に退院になることが具体化し、東北児の退院前後の動向も変化していくことになるとみられ、その内容としての退院前後の所在や支援の動向を含めた、岡山孤児院の養護実践の役割を分析していくことにする。

2、1919年の東北児の退院と在院中の養護実践の役割

1919年の東北児の退院状況を『退院原簿』より確認すると福島県20人、宮城県21人、岩手県2人の計43人と近年に比ぶ多数の退院児が存在した。その理由は、7月4日午前10時から京都館で開催された主任者会で、下記の決議事項を大庭猛理事に承諾を得て、実行することにしたからであった⁵⁾。

一院児退院トシテ取扱フベキ時期ニ関シ男子ハ農場学校卒業ノ時ヲ以テ退院 但全校ニ入学セザルモノハ徴兵検査終了時 満二十才以上ニテ病弱低能ノ為退院シ難キモノハ特別児ノ名目ニ編入ノコト

女子ハ結婚ノ時ヲ以テ退院トス

二失踪者取扱ニ関シ 十七才以下ノ失踪者ハ一ヶ月経過後警察ニ保護願ヲ出スコト

十八才以上ノ失踪者ハ徴兵検査後ハ出身者トシテ全窓会員中ニ編入ノコト

以下略

(茶白原孤児院『大正八年度日誌』)

つまり、これまで、親や親族等の引取人に引取られて帰郷（宅）した場合は退院とし、さらに、茶白原で殖民として独立または見習奉公先で自立した時、結婚した女子も、その時々判断で退院としていたが、その判断基準を統一し、院児の帰郷（宅）時点の退院に加えて、男子は農場学校卒業時か徴兵検査終了時に、女子は結婚時を退院と規定したのであった⁵⁾。この背景には、事実上1人で独立した生活ができるような年齢に達した20歳以上の院児が増加し、一定の基準を決めて明確化することで、茶白原孤児院の養護実践の対象を明確にして財政的負担を少しでも軽くし、かつ、20歳以上の院児自身の自立を促す必要性が存在したためと理解する。そして、これを具体化したのが7月31日から

で、同日に84人を退院とし、この中に38人の東北児が含まれていたのであった。

このため、1919年の東北児の退院は、大きく3つの理由による退院に分けられ、①親や親族等の引取願に基づく帰郷等による退院、②結婚による退院、③徴兵検査終了後もしくは農場学校卒業後の退院である。以下では、この3つの理由により退院した東北児の退院前後の状況を明らかにし、在院中の養護実践の役割を分析していくことにする。

1) 親や親族等の許に帰郷などした東北児と養護実践の役割

まず、1919年5月5日に1回目の送院児として福島県安達郡戸沢村より6歳4ヶ月で入院した福79-永が、東京の実兄の許に行き退院と判断できる⁶⁾。『退院原簿』では「徴兵検査後上京ニ付」7月31日で退院としたが⁶⁾、実際には上京時の5月5日を退院とするのがより正確と判断でき、このため在院期間は13年2ヶ月の19歳6ヶ月での退院となる。

本児は、1917年2月1日に第3回目の入学生として農場学校に入学したため、本年は卒業の年で、さらに徴兵検査の年齢に達していたため、1月20日茶臼原孤児院から本籍地の戸沢村役場に適齢届を送付していた⁶⁾。また、2月7日には、本児の寄留届を上穂北村役場に提出し、4月10日に寄留地徴兵検査許可届が戸沢村役場より送付された⁶⁾。そして、27日下穂北寺崎小学校で徴兵検査が実施され、本児は甲種輜重輸卒26番となった⁶⁾。おそらく、この間に東京在住の兄と連絡を取っていたようで、5月4日に本児他5人の送別会が実施され、5日午後3時30分妻駅発の列車で出発したため⁶⁾、この日を退院日としたのである。

その後本児よりの連絡はなかったが、6月20日に千葉県千葉郡千葉町に帰郷する別の院児を東京駅まで出迎えるよう茶臼原孤児院が本児に電報を打ったことから、本児が東京市赤坂区溜池町30番地の青島塩業会社に勤めていることが判明した⁶⁾。さらに、10月8日に戸沢村役場より同院に本児の「現役兵証」が未交付のため、交付するとの通知があり、18日送付されてきた⁶⁾。そこで、19日同役場へ「現役兵証」の受領証と、本人不在のため同院より本人へ送付すると回答した⁶⁾。

そこで、22日東京府北豊島郡南千住町820番地清水勝之進方に在住する本児宛に「現役兵証」を送付し、上穂北村役場に退去届を出したので、現住地で寄留届を出すよう注意したことが判明している⁶⁾。

この経過から本児は、退院後兄の許に行き東京市赤坂区内や東京府北豊島郡南千住町で生活していることが確認できた。このため①岡山孤児院の養護実践は、本児の学齢期前半から青年期の成長を全面的に支える役割が理解できる。また、東京に実兄が存在し、本児がその兄を頼って帰ったことから、②兄の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したことも理解できる。ただ、③兄とは同居していなかったため、兄の生活の自活には直接寄与せず、本児自身の生活の自活に励むために働いていたことが予測できる。

5月31日には、5回目の送院児として宮城県宮城郡岩切村より5歳4ヶ月で入院した宮253-中が、神奈川県橘樹郡保土ヶ谷町に住む母親と兄の許に帰宅し退院となる⁷⁾。本児は、1917年2月1日に第3回目の入学生として農場学校に入学し、本年は卒業の年であったが、6月9日本児が同校の松本圭一校長に次のような事情で退院を申し出た結果、大庭理事より了承され退院となったのであった⁷⁾。つまり、本児の家族は、現在母親、兄、弟、異父の弟の4人家族で、兄弟とも富士紡績で働いていた

が、昨年5月から弟が癩癰に罹り、注射や服薬等で多大の経費を使い、さらに母親も春から病床に臥してしまい、8歳の弟を含めた4人家族が生活困難になり、本児を呼び寄せ、こちらで働かせたいと兄と母親が言っているとの申し出があったためであった⁷⁾。また、本児も電車の車掌として働くことを希望していたため退院となり⁷⁾、在院期間は13年1ヶ月で退院年齢は18歳5ヶ月であった。

このため、①は、本児の幼児期後半から青年期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、②は、母親等の家族の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しにも貢献し、③18歳5ヶ月で帰宅した本児は、ほぼ1人前の収入を得る働き手として、母親等の家族の生活の自活に寄与することが予測できる。いや、本児自身も母親等の家族も、本児が家族の今後の生活の自活を支える目的で帰宅することになっており、その意味でこの事例は③が「予測」ではなく、「目的」として明確に確認できる事例と言える。

7月25日には、4回目の送院児として福島県相馬郡中村町より7歳2ヶ月で入院した福194-立が、母親の許に帰郷し退院した⁸⁾。『退院原簿』では、7月31日が退院日となっているが、25日がより正確な退院日となる⁸⁾。

本児は、1915年2月1日に第2回目の入学生として農場学校に入学し、1918年4月1日卒業し、その後同校の助手見習として働いていたが、本年は徴兵検査を受ける年齢であった⁸⁾。このため、1月20日に茶臼原孤児院から本籍地の中村町役場に適齢届を送付し、2月7日には、上穂北村役場に本児の寄留届を提出した⁸⁾。4月10日には、中村町役場から寄留地徴兵検査許可証が届き、27日に徴兵検査が執行され、本児は甲種歩兵19番でとなった⁸⁾。

その後、おそらく母親と本児の間で文通があり帰郷が決定されたのか、7月24日午後7時から京都館において本児の送別会が開催され、石井院母より晩餐饗応があり、松本校長、事務職員、年長女子等も参加した⁸⁾。また、引き続き農場学校においても送別会が実施され、翌25日は午前5時に石井院母等と徒歩で出発し妻駅発同7時50分の列車で帰郷した⁸⁾。このため本児は、7月25日に退院したことになり、在院期間は13年3ヶ月で20歳5ヶ月での退院であった。そして、約1ヶ月半後の9月10日に本児の母親より「多年教養」に対する礼状が届き、10月23日には本児宛に20日に上穂北村役場に退去届を提出したことと、「現役兵証」について問い合わせた⁸⁾。そして、12月17日に、茶臼原孤児院が仙台歩兵29連隊第1中隊にいる本人に現役兵証の兵種番号の通知方を依頼したことから、帰宅後兵役に従事していたことが確認できた⁸⁾。

このように、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、②母親の許へ本児が帰郷できたことは、母親の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したからと言え、さらに、③20歳5ヶ月での本児の帰宅は、1人前の収入を得る働き手として母親の生活の自活に寄与することが予測できる。ただし、帰宅後兵役に従事しており、帰宅直後は「寄与」できなかつたようである。

なお、以上3つの親や親族の許への帰郷事例では、これまで実施した帰郷先の家族等の生活状況調査を警察署などに事前に依頼し、帰郷後の本人の生活に問題が生じないかの有無を確認して退院を決定する手順を省略し帰郷させていたが、その背景や原因として考えられるのが、最初に記した7月4日の主任者会の退院基準で、先の基準に達した者は、すでに退院と認識する前提条件が共有されつつあり、本人の意向のみで帰郷させたため、帰宅先の家族等の生活状況調査を実施しなかつたとみる。

1919年8月23日には、5回目の送院児として宮城県登米郡豊里村より8歳2ヶ月で入院した宮282-三が一時帰郷するが、そのまま帰院せず、事実上の退院となる⁹⁾。茶臼原孤児院としては、8月23日の帰郷を一時帰郷と認識し、12月19日に本女の帰郷先である同郡佐沼町の本女宛に手紙を送付したが回答がなく、1920(大正9)年1月20日受取人不明で手紙がもどって来たため、3月29日大庭理事に同月30日での退院承認を依頼するという経過があったからである⁹⁾。なお、本女の帰宅先は、本籍地の豊里村から佐沼町に移転しており、佐沼町の住所の最後に同姓の男性の氏名があったことから、親族の許へ帰郷したと推定できる⁹⁾。ただし、1917年7月8日の佐沼警察署からの回答では、2人の兄が存在したが、いずれも所在不明であることを確認していたことを付け加えておきたい⁹⁾。

また、本女は、1919年1月7日当時高鍋製糸会社に工女として働き、8月23日帰郷のため茶臼原孤児院を訪れ、「挨拶」をして高鍋町へ帰ったとの記録がある⁹⁾。このため、本女は13年4ヶ月間在院し、21歳6ヶ月で退院したことになり、①は本女の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、②本児が親族の許に帰郷したとすれば、その親族の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したと推定でき、かつ、③21歳6ヶ月での本女の帰宅は、1人前の仕事のできる働き手として親族の生活自活に寄与することも予想できると言えよう。

11月20日には、4回目の送院児として福島県相馬郡原町より5歳8ヶ月で入院した福177-大が退院し、帰郷する¹⁰⁾。『退院原簿』では30日退院となっているが、実際には20日とした方がより事実になる¹⁰⁾。本女の退院は、1916年7月より横浜市福富町1丁目31番地の堀医院で見習奉公をしていた本女を、最近「相当ノ年頃」になったので帰院させたいと茶臼原孤児院が判断し、9月5日堀医院に依頼したことから始まる¹⁰⁾。ただし、同市内に大庭理事が住んでいたため、まず同理事宅へ引取ることとした¹⁰⁾。すると12日堀態太郎よりは、「承知」したので「秋冷旅行便」の時期に本女を出発させるとの回答があり、再度大庭理事宅へ引き渡すよう依頼した¹⁰⁾。そして、10月10日堀より、本女を9月で解雇とし6日に大庭理事宅へ渡すことと、貯金が70円あり、旅費その他を加えると合計約100円となり、かつ、本女は帰郷を希望しているとの報告が届いた¹⁰⁾。また、前日の9日には、大庭理事より本女は7日に岡山事務所へ出発させるとの通知も届き、その後の12日に、本女他2人の年長女子が茶臼原孤児院に帰院した¹⁰⁾。15日には、岡山事務所より本女の姉からの退院願が転送され、入院当時の戸籍謄本の写しも同封されていたことから、姉が本女の退院を願い出ていることが確認できた¹⁰⁾。また、同日大庭理事より本女の貯金55円も送金されてきた¹⁰⁾。

そこで、10月17日本籍地の原町役場と中村警察署原町分署に、姉の人物、生活状態等の調査および戸籍謄本の送付を、手数料を添え依頼した¹⁰⁾。28日原町役場から回答があり、本女の父親は1918年12月4日に死亡し、長男が戸主を継いでいる¹⁰⁾。ただし、母親は、おそらく父親と生前に離婚していたようで、別姓となり、姉と一緒に義父と生活している¹⁰⁾。現在母親は日雇と農業を営み、義父は石切工で性格は温良、姉は相良製糸工場に通勤し、姉の夫は鋳物職で、生活状態はさほど困窮しているようには見えず、本女帰宅後は裁縫等を習わせながら家事手伝をし、相当の所に嫁がせたいとのことであり、帰郷の旅費はいつでも送金したいとのことであるとの内容であった¹⁰⁾。

しかし、中村警察署原町分署からは回答がなかったため、11月3日再度回答を依頼すると、7日岡山事務所から母親と日本基督教会員小林儀助の連署による退院願と、旅費15円を本女に送付したとの

手紙が移牒されてきた¹⁰⁾。10日には、同原町分署より回答があったので、本女は20日午後3時妻駅発の列車で帰郷した¹⁰⁾。この20日の本女の帰郷は、入営する院児や帰郷する農場学校生など9人が一緒に出発した¹⁰⁾。このため、同校生徒、小学生、職員、殖民が桜門まで見送り、農場学校生等は妻駅まで見送りに来た¹⁰⁾。実は、この9人の中には、本女の隣町に帰郷する後述の福21-天も出発しており¹⁰⁾、一緒に帰宅したとみる。そして、本女の母親よりは、25日午後9時帰宅したとの電報が届いた¹⁰⁾。

このように、本女は13年7ヶ月間在院し、19歳3ヶ月で退院したため、①は本女の幼児期後半から青年期までの成長を全面的に支える役割があったことが理解できる。また、②本女の入院は、先の前原町役場からの回答より判断すると、母親等の家族の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したことになる。特に、1911年11月18日の帰宅希望調査では、引取を希望せずと回答していたことから¹⁰⁾、その後やっと母親等の生活が回復した具体的経過も理解できることである。ただし、約6ヶ月後の1920年5月1日本女の兄から茶臼原孤児院に本女の預金の送金を依頼する手紙が何度も来ていたので、石田弁主婦や綾部順子主婦に確認したところ、本女は横浜市根岸町の渋川源三郎宅で奉公していることが分り、11日に預金の送金先を問い合せた¹⁰⁾。すると21日神奈川県保土ヶ谷町惟子山下の近藤兵吉方より、本女の住所か大庭理事の経営する大和商會に送金してほしいとの回答があったので、29日預金41円88銭を大庭理事宛に送金した¹⁰⁾。この経過から、本女は帰郷したが、すでに自宅を出て、帰郷前に見習奉公をしていた横浜付近で働いていたことが判明した。本女が自宅を出た理由は不明だが、③は19歳3ヶ月で帰宅した本女はほぼ1人前の仕事ができる働き手として、母親等の家族の生活自活に寄与するはずであったが、自宅を出たため寄与できなくなる。また、②も自宅を出た理由によっては貢献不十分となることを付け加えておく。

11月20日には、1回目の送院児として福島県相馬郡中村町より7歳8ヶ月で入院した福21-天も退院、帰郷する¹¹⁾。本児は、1915年2月1日に第2回目の入学生として農場学校に入学し、1年遅れて本年10月1日に同校を卒業した¹¹⁾。このため『退院原簿』では、前述した退院基準により9月30日を退院としたが¹¹⁾、実際の退院は前述したように11月20日とするのが現実的である¹¹⁾。本児は、昨年(1918年)3月1日の時点では、東京市本所区中郷茅平町に在住し¹¹⁾、その後茶臼原孤児院に帰院したようであった。そして、退院に関する茶臼原孤児院としての対応は確認できないが、これは本児が直接故郷の家族等と文通して決定したためとみられ、さらに9月30日で退院としたため、茶臼原孤児院としては直接関与せず、本人の意向で帰郷を決めることになったとみる。なお、本児は、4年前の1915年3月4日に母親より面会の希望があり、一度帰宅したことがあった¹¹⁾。ただ帰宅先は、本籍地の中村町ではなく、栃木県上都賀郡鹿沼町であり、今回も同町に帰宅したとみる¹¹⁾。このため本児は、13年8ヶ月間在院し、21歳4ヶ月で退院したため、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解でき、かつ、帰宅先の家族等の存在が明確化すれば、②その家族等の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献し、③21歳4ヶ月で帰宅した本児は、1人前の収入を得られる働き手として、家族等の生活の自活に寄与することも予測できると言えよう。

さらに、11月20日には、福島県西白河郡大沼村より6回目の送院児として6歳7ヶ月で入院した福248-辺も、宇都宮連隊区歩兵59連隊へ入営のため出発した¹²⁾。実は、その後帰院せず1920年9月30日で退院となるが¹²⁾、実質的な退院は本年11月20日と判断し、まず退院までの経過をまとめてみる。本

児は、1月8日に本児の出身地である大沼村役場に、本年の徴兵検査にともなう戸籍謄本の請求を再督促したところ、18日栃木県那須郡鍋掛村役場より本人の適齢届に関する調査依頼があり、帰宅先の本籍地の住所が変更していたことが判明した¹²⁾。つまり、1月19日に鍋掛村役場からの回答によると、本児の兄が、1915(大正4)年11月19日に大沼村から鍋掛村へ転籍していたため、住所が変更になり、同時に、本児に実兄が存在することが判明したのであった¹²⁾。1月30日の石井院長記念会の洗礼式では、本児他15人が溝手文太郎牧師より洗礼を受けていたが¹²⁾、その後、本児の除籍や徴兵検査の諸手続が関係の村役場と茶臼原孤児院の間で実施され、4月27日の下穂北寺崎小学校での徴兵検査に至り、本児を含め12人の東北児他24人が受検し、本児は甲種歩兵1番になったのであった¹²⁾。このため、9月26日と10月9日鍋掛村役場に、本児の現役証下付の有無を問い合わせるハガキを送付したところ、10月21日に同村役場より第19師団歩兵第74連隊への編入の現役証書が送付された¹²⁾。そこで、11月12日には、本児他3人が12月1日に入営することになり、盛大な送別会が実施された¹²⁾。送別会は、本児が農場学校に在学中であったため、松本圭一校長、小学校教師、主婦、出身者、農場学校卒業生、同校生徒の各代表者が送別の辞を述べ、入営者代表が答辞でこれに応じるという内容で、その後懇談会に移り、職員、殖民、農場学校卒業生、同在校生等130人が参加した¹²⁾。そして、本児は11月20日午後3時に入営地に出発し、24日鍋掛村役場へ本児の出発を報告したところ、12月4日同村役場から、11月25日に同村役場に立寄り、実兄に会い、29日午前9時に同村役場に集合し、同11時黒磯駅発の列車で入営地(宇都宮市)へ出発し、入営したとの通知が届いた¹²⁾。

このような経過から、本児は13年6ヶ月間在院し20歳1ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、②は実兄の存在が確認でき、帰宅し面会をしたため、実兄の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したことも理解できる。ただし、③は本児が出征したため、現時点では寄与せずとなる。なお、本児は1920年9月4日には朝鮮咸興歩兵74連隊第2中隊に所属し、すでに5月30日に朝鮮に上陸したとの通知があり、1921年5月24日の時点では、朝鮮咸鏡南道甲山郡恵山鎮守備隊に従軍し、12月17日に満期除隊し、帰院したため¹²⁾、その後も③は寄与せずであったことを付け加えておく。

2) 結婚による退院児と養護実践の役割

結婚により退院となるのは年長の女児で、まず1919年1月28日に宮86-坂が、柿原正一夫婦の媒酌により青年と結婚し退院する¹³⁾。本女は、1回目の送院児として宮城県加美郡中新田町より8歳1ヶ月で入院し、当時は高鍋製糸会社で工女として働いていた¹³⁾。実は、結婚直前の1月13日に、同会社より福岡県の鳥栖片倉製糸所の募集員に誘拐されて脱走したとの通知が、17日に届いたりしたが、28日前述のように結婚したのであった¹³⁾。たぶん、先の脱走は結婚直前の不安定な気持ちから起り、そのような心境の中で結婚に至ったとみるが、その具体的な経過を手元の資料から知ることはできない。また、結婚を退院とする基準がまだ明確に決っていなかったため、『退院原簿』では7月31日を退院日としていた。ただし実際には、1月28日を退院日とした方が事実近く、このため本女は12年10ヶ月間在院し20歳11ヶ月で退院したことにする。

そして、①岡山孤児院の養護実践は、本女の学齢期前半から成人期の成長と結婚というライフス

テージまでを全面的に支える役割があったことが理解できる。ただ、本女の家族についての資料が手元にないため、②は保留となり、③は家族が存在したとしても、結婚して帰郷しなかったため寄与せずとなる。

2月5日には、宮71-鈴と宮49-鈴の2人が結婚し退院となる。この2人の場合は、『退院原簿』に先の結婚日が退院日となっており、ここから結婚即退院が明確化したようである¹⁴⁾。宮71-鈴は1回目の送院児として宮城県名取郡岩沼町より6歳4ヶ月で入院し、1917年2月4日から岡山県和気郡香々登村の武用五郎辺衛方で見習奉公をしていたが、1月23日に帰院した¹⁴⁾。一方、宮49-鈴も、1回目の送院児として同県同郡同町より5歳9ヶ月で入院し、当時は年長女兒を「将来農家ノ主婦」として教育する私立茶臼原家政塾構想に基づき石井タツ院母が担当した石井組に所属していた¹⁴⁾。そして、2月5日宮71-鈴は、新田村の柳井迫第二練習農場で殖民として独立する長-松と結婚したのである¹⁴⁾。また、宮49-鈴も三納村の檜野第一練習農場で殖民として独立する岡-高と結婚したのである¹⁴⁾。この2組の結婚式は、前回結婚した殖民夫婦が付添人となり5日午後8時より小野田鉄彌教師の司会、溝手文太郎牧師の司式で京都館にて開催され、殖民や職員等約50人が出席した¹⁴⁾。

このため、宮71-鈴は、12年11ヶ月間在院し19歳3ヶ月で退院したことになり、①は本女の学齢期前半から青年期の成長と結婚をし殖民の妻として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割が理解できる。そして、本女の家族については、1916年3月31日の時点で母親から本女の写真を希望する等の手紙が届き、4月30日には生活困難なため本女の帰宅を希望しないとの連絡があったことから¹⁴⁾、②は母親の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに非貢献しと理解する。さらに、③も母親が存在していたが、結婚して帰宅しなかったため寄与せずとなる。

また、宮49-鈴も在院期間が12年11ヶ月間で、18歳8ヶ月での退院となり、①は本女の幼児期後半から青年期の成長と結婚をし殖民の妻として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割が理解できる¹⁴⁾。②については、1913年8月22日に福島県石城郡磐崎村の従兄より本女を養子として引き取りたいとの手紙が届いたが、その後何の連絡もなかったため¹⁴⁾、家族の存在は判明せず、②は保留とし、③は結婚したため宮71-鈴と同様であった。

さらに付け加えるならば、宮71-鈴の夫である長-松も退院となったため、1901（明治34）年9月4日に7歳7ヶ月で入院し、17年5ヶ月間在院し25歳で退院したことになり¹⁴⁾、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長と結婚をし殖民として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割が理解できる。また、宮49-鈴の夫の岡-高も、1900（同33）年1月18日に5歳3ヶ月で入院し、19年1ヶ月間在院し24歳4ヶ月で退院したため¹⁴⁾、①は本児の幼児期後半から成人期までの成長と結婚をし殖民として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割が理解できる。そして、9月10日には、宮71-鈴、岡-高、長-松の戸籍謄本を各本籍地の役場に請求し、10月4日に宮71-鈴の戸籍謄本が届いたが¹⁴⁾、これらは先の2組の結婚届の手続準備のためとみられる。このうち宮49-鈴と岡-高の場合は、12月1日に岩沼町の両親に結婚の同意書への記名調印を依頼し、11日母親よりの同意書が届き、「今回結婚ノコト迄御世話ニナリ満足」との手紙が届いた¹⁴⁾。このため宮49-鈴の場合は、②が母親の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解できるに、変更になることを付加しておく。

2月9日には、岩54-岩が、三納村と三財村にまたがる檜野第一練習農場で殖民として独立する島-若と結婚し退院となる¹⁵⁾。岩54-岩は、6回目の送院児として岩手県上閉伊郡遠野町より6歳11ヶ月で入院し、当時は千葉県葛飾郡市川町の青木要吉方で見習奉公をしていたが、1月11日炭谷小梅に伴われもう1人の見習奉公中の年長女兒と一緒に帰院した¹⁵⁾。そして、この2人が檜野第一練習農場で殖民として独立する島-若ともう1人の年長男子院児と結婚することになる。この2組の結婚式は、2月9日午後8時より小野田鉄彌教師の司式で同練習農場にて実施されたのであった¹⁵⁾。

このため、岩54-岩は12年9ヶ月間在院して19歳8ヶ月で退院となり、①は本女の学齢期前半から青年期までの成長と結婚をし殖民の妻として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割が理解できる。また、本女の家族について、1911年11月18日の母親への帰宅希望調査では所在不明であったが、1915年9月30日に親族より、本女姉弟の「消息」を問合せの手紙が届いたこと等から、親族の存在が確認できた¹⁵⁾。ただし、本女は帰宅しないため、②はこの親族の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しには貢献不十分と理解できる。そして、③も親族が存在したが、結婚して帰郷しなかったため寄与せずとなる。さらに、本女の夫も退院となったため、夫(島-若)は1903(同36)年6月24日に6歳2ヶ月で入院し¹⁵⁾、15年8ヶ月間在院して21歳10ヶ月で退院したことになり、①は本女の学齢期前半から成人期までの成長と結婚をし殖民として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割が理解できることも付け加えておく。

実はその後、2人の結婚後の入籍や家督相続の件で、茶臼原孤児院と両者の本籍地の役場の間で文書のやり取りがあり、本籍地の戸籍への入籍他で手間と時間がかかったが、これらの事務手続は同院が実施しており、退院後の戸籍関係の事務処理を引続き支援していたことが分る¹⁵⁾。その経過をみていくと、まず5月10日に、2人の本籍地の各役場に戸籍謄本を請求し、19日に本女の戸籍謄本が遠野町役場から送付された¹⁵⁾。夫は、家督相続者であったため、8月4日本籍地の島根県美濃郡種村役場に問い合わせる往復ハガキを送付した¹⁵⁾。すると24日同役場より戸籍に不備があったが、水災のため遅れたとの回答があり、27日家督相続手続については親族会で決定した家督相続人選定許可申請書を益田区裁判所に提出することなどの通知が届いた¹⁵⁾。9月16日には、下穂北村役場に山本哲二郎事務員が行き、2人の戸籍謄本を提出した¹⁵⁾。11月29日には、夫が宮崎区裁判所に行き、親族会招集申請書、本人戸籍謄本、茶臼原孤児院関係者5人による縁故者の証明書を提出する手続が実施された¹⁵⁾。

翌1920年1月7日には、男子を出産し、13日津江市作教師に依頼し出産届を提出していた¹⁵⁾。また、2月3日には、昨年からの島-若の家督相続申請に対する親族会招集決定書が広島区裁判所より送付され、やっと家督相続者に決定した¹⁵⁾。そこで16日種村役場宛に家督相続届と親族会選定決定書を送付し、新戸籍謄本の送付を依頼した¹⁵⁾。ただし、新戸籍謄本がなかなか送付されなかったため、3月2日、11日にも再請求をしたところ、4月6日に送付され、これで新戸籍が獲得できたことになる¹⁵⁾。このため7月12日に三財村の檜野第一練習農場への転籍が実現したのであった¹⁵⁾。

一方、妻岩54-岩の方も結婚届に対する親族の同意書が必要であったが、戸主が未成年のため6月22日遠野町の永田由太郎に依頼し、親族会員選定等についての一任の取り付をお願いした¹⁵⁾。すると7月14日に永田より「一任決定」の通知があり結婚届の提出も可能になった¹⁵⁾。このように、茶臼原孤児院は、孤児や貧児であるが故に複雑化している戸籍問題の解決について、退院後も支援していたことが確認できることである。特に、殖民については、むしろ、茶臼原農村の構成員として、同院が

村役場の役割を果たしていたという認識の方がより現実に近いと判断する¹⁵⁾。また、岩54-岩については、今回の結婚届の手續の件で、未成年の親族がいることが判明し、②はこの未成年の親族の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しにも貢献不十分になることを付け加えておく。

3) 徴兵検査終了後と農場学校卒業後の退院児と養護実践の役割

前述したように、1919年7月4日に農業見習生のうち徴兵検査終了後の者と農場学校を卒業した者、そして、結婚した女兒は退院となることを明確に決定した。これまでも、農業等での独立や結婚を契機に退院と判断してきたが、主な退院理由は、家族や親族の許への帰郷であった。これを1919年7月4日から徴兵検査終了後の農業見習生と農場学校の卒業生も退院と定めたため、同年7月31日と9月30日にその該当者84人（『退院原簿』）が一度に退院となり、この中に多数の東北児も含まれていた。その人数は、前者が22人、後者が12人の計34人に達した。ただし、この34人の東北児は、帰郷（宅）していないため、手元の資料からは当時の家族や親族との直接または間接の関係がほとんど判明しない。このため、本稿の研究の目的である、①の岡山孤児院の養護実践の本児への役割は理解できるが、②と③は家族等の状況が判明しないため②は保留、③は当時の時点では帰郷していないため寄与せずとなることが多いが、これを少し補うために、1920年以降の彼らの動向を確認する必要がある、以下では1920年以降の動向も追記し、②と③に関する分析を補強していくことにする。また、一応退院となったが、帰郷（宅）しなかったため退院後の動向や所在地を確認しておくことも必要で、この点の解明も実施してみる。

(1) 徴兵検査終了後の農業見習生の退院

そこでまず、徴兵検査終了後に退院となった農業見習生22人を年齢の若い順に見ていくと、宮396-赤は、6回目の送院児として宮城県加美郡中新田町より6歳7ヶ月で入院し、当時は高鍋町字中鶴の井上方で農業見習として年間給金米5俵で働いていたようだが、1919年7月31日で退院になった¹⁶⁾。このため、13年2ヶ月間在院して19歳9ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期前半から青年期の成長を全面的に支える役割が理解できる。

また、本児は、徴兵検査の年齢であったため茶臼原孤児院と中新田町役場の間で諸手續が実施され、4月27日の同検査では丙種となるなどの動向も確認できた¹⁶⁾。このため、帰郷（宅）はしておらず、家族の動向も確認できないため②は保留となり、③は寄与せずとなる。つまり、退院後の1920年も井上方で年間給金米5俵半にて働き、1922（大正11）年3月28日より木城村字高城の深水方で、1923（大正12）年は宮崎郡内の浮之城の布瀬方で、年間給金米8俵（96円）で働いていたからである¹⁶⁾。

福169-遠は、3回目の送院児として福島県岩瀬郡白江村より7歳1ヶ月で入院し、当時は上江村字横江の農家で、年間給金米11俵で働いていたようだが、7月31日で退院になった¹⁷⁾。このため、本児は13年3ヶ月間在院して20歳4ヶ月で退院したため、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を支える役割が理解できる。

また、本児も、徴兵検査の年齢であったため白江村役場との間で諸手續や家督相続の書類の作成が

実施され、4月27日の同検査では丙種となるなどの動向が確認できた¹⁷⁾。特に、1月29日に白江村役場より家督相続者が不在ということで本児が家督相続者になる手続をしたことから¹⁷⁾、家族が存在しないことが判明し、②と③は該当せずになる。さらに、1920年4月22日に長崎市外高島村百間崎在住の本児より、石井院母宛に「時気見舞」と妻をもらったため50円が必要になり、送金を依頼する手紙が届いた¹⁷⁾。そこで、9月7日に25円を送金すると、13日に本人が来院したので残りの25円を渡し、1泊して長崎市外に帰ったため¹⁷⁾、本児は退院後長崎市外で独立していたことが確認できた。

宮170-相は、4回目の送院児として宮城県登米郡登米町より7歳5ヶ月で入院し、退院時農業見習生であったとみるが、1918年5月1日に徴兵検査を受けていたため¹⁸⁾ 1919年7月31日で退院になったのである。このため、13年3ヶ月間在院して20歳8ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期の成長を全面的に支える役割が理解できる。ただし、家族の状況や帰宅の動向が資料的に確認できないため、②は保留で、③は寄与せずとしておく。また、退院後の動向を知る資料も手元に無い。

宮242-佐は、2回目の送院児として宮城県伊具郡耕野村より7歳8ヶ月で入院し、当時は下穂北村字有峰の河野方（農家）で、年間給金米8俵半で働いていたが、1918年5月1日に徴兵検査を受けていたため、1919年（本年）7月31日で退院になったのであった¹⁹⁾。このため、13年3ヶ月間在院して20歳11ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。②は家族の状況が手元の資料では判明しないため保留とし、退院後の1920年も河野方で働いていたため¹⁹⁾ ③は寄与せずとなるが、その後は確認できなくなる。

宮428-小は、6回目の送院児として宮城県志田郡古川町より8歳で入院し、1918年5月1日に徴兵検査を受け後に所在不明になっていたため1919年7月31日で退院となったのである²⁰⁾。このため、13年2ヶ月在院して21歳2ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。その後、1920年1月24日に東京市麻布区本町の相墨方に在住する母親より本児の「現状」についての問い合わせが、岡山事務所より移牒されてきたため、母親の存在が確認できた²⁰⁾。このため、②は母親の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに不十分ながら貢献していたことが理解できる。また、1920年1月27日には、先の問い合わせに対し、1918年以前から所在不明であったため新聞に広告を出したところ同年5月1日の徴兵検査直前に帰院して同検査を受検したが、その直後所在不明になったと回答した²⁰⁾。すると1920年3月4日に母親より、他家に嫁いだ長女が1919年8月永眠し、本児以外に子どもがいなく、故郷の仙台方面その他へ照会したが所在が判明しないとのお知らせが届いた²⁰⁾。7月13日には、本籍地の古川町役場より点呼令状が届いたが14日所在不明と回答した²⁰⁾。この経過から③は寄与せずになることが分かり、退院後の動向は1918年5月から所在が判明してないことになる²⁰⁾。

福195-武は、4回目の送院児として福島県相馬郡中村町より8歳1ヶ月で入院し、当時は都於郡村字黒貫の戸浦方（農家）で、年間給金米6俵で働いていたが、1918年5月1日に徴兵検査を受けていたため1919年7月31日で退院になったのであった²¹⁾。このため、本児は13年3ヶ月間在院して21歳4ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。本児の家族については、1918年2月3日に母親が重病で、本児の帰宅を希望する手紙が、母親の貸家の大家や先に退院し帰郷した弟からも届いたため、母親の存在が確認できた²¹⁾。ただし、現時点

で本児は帰宅してないため、②は母親の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しには貢献不十分と理解できる。また、③は寄与せずとなる。その後は、1922年まで都於郡村の藤代方で働き、1922年10月10日に同家の養子となったことが確認できる²¹⁾。

福197-切は、4回目の送院児として福島県相馬郡高平村より8歳2ヶ月で入院し、当時は新田村字山ノ坊の三浦方（農家）で、年間給金米11俵で働いていたが、1918年5月1日に徴兵検査を受けていたため1919年7月31日で退院となったのであった²²⁾。このため、本児は13年3ヶ月間在院して21歳5ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割があったことが理解できる。また、本年1月3日には、農業見習先の主人が来院し、本児の1年間の恩金（給金）62円のうち40円支払い、本児の買物のための小使として5円を受け取り帰宅していた²²⁾。この事実から本児の1年間の給金（恩金）は62円であることが確認でき、この62円が米11俵の金額であったことも理解できた²²⁾。このため帰宅しておらず、③は寄与せずとなり、家族の状況も判明せず②は保留なる。また、退院後の1922年は、富田村字横江の比江方で、年間給金8俵で働き、1923年は同村横江の河野方で働き、年間給金8俵半（110円50銭）を貰い、残金64円を持っていたことが分かる²²⁾。

宮386-黒は、6回目の送院児として宮城県黒川郡富谷村より8歳4ヶ月で入院し、当時は上江村字兀ノ下の農家で働いていたが、1918年5月1日に徴兵検査を受けていたため、1919年7月31日で退院となったのであった²³⁾。このため、13年2ヶ月間在院して21歳6ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。

また、1919年3月5日には、本児の本籍地の北海道樺戸郡新十津川村役場へ寄留届と寄留点呼参会願を送付したところ、4月13日に許可証が届いていた²³⁾。8月18日、上穂北小学校で午前8時から本児等の簡閲点呼が実施されたが、本児は19日と勘違いし茶臼原孤児院に来院し、20日に西米良村で同点呼を受け1泊して農業見習先に帰ったことを付け加えておく²³⁾。そして、1920年11月3日に本児の所在地を富田村役場に問い合わせたところ、11月11日三納村字宮ノ首の野津原方でなく、新田村字真光寺あたりに居住していると回答があった²³⁾。このため、帰宅しておらず③は寄与せずなる。また、退院後の1920年には、新田村字新コージの前田方（農家）で働いていたようだが、寄留地は1922年も富田村（三納村）字宮ノ首の野津原方であった²³⁾。ただし、家族に状況が資料的に判明しないため②は保留としておく。

福36-阿は、1回目の送院児として福島県信夫郡福島町より7歳11ヶ月で入院し、1918年は新田村字伊倉の農家で働き、1919年は行方不明になってしまったが、1918年5月1日に徴兵検査を受けていたため1919年7月31日で退院となったのであった²⁴⁾。このため、13年4ヶ月間在院して21歳3ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。

そして、1920年2月18日兵庫県川辺郡小田村にある大阪合同紡績株式会社神崎支店より本児に関する身元調査が、茶臼原孤児院に送付されてきたことで、本児の所在が確認できた²⁴⁾。そこで、21日同支店宛に、本籍地は福島県福島市にあり、戸主で、尋常小学校3学年修業、性格は「善良トハ申サレズ然シ別ニ悪癖ナシ」、家族もなく、「無断ニ院ヲ出テ行先不明」のため退院としたと回答した²⁴⁾。このことから、②と③は家族がないため該当せずとなることが確認できたことになる。なお、退院後

も、兵庫県川辺郡小田村の大阪合同紡績株式会社神崎支店で働いていたとみる。

福46-横は、1回目の送院児として福島県信夫郡福島町より8歳4ヶ月で入院し、1919年は仙台第2師団に入営していたが、1917年5月7日に徴兵検査を受けていたため1919年7月31日で退院になったのであった²⁵⁾。このため、13年4ヶ月間在院して21歳8ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。

また、仙台第2師団歩兵第29連隊第6中隊入営中の1919年4月27日、急病となり同師団衛戍病院に入院し治療を受けているとの報告が6月6日に届いた²⁵⁾。今後30日程度で「快方」しなければ除隊になることもあり、お金を少々送金してほしいとの依頼もあった²⁵⁾。そこで、6月9日に病氣見舞と預金より5円を送付し、病状を問い合わせた²⁵⁾。その後、7月22日には、本児より同第6中隊の軍服姿の写真が送付されてきたことから病氣は完治したことが分り、8月30日には、11月25日で除隊が命じられたとの報告があり、11月29日満期除隊で帰院してきた²⁵⁾。12月19日からは、樫野第一練習農場で働くことになったことから²⁵⁾、7月31日の退院後に兵役を終了して帰院し、同練習農場で働いていたことが分る。

そして、1920年になると、1月30日に福島市役所兵事課宛に寄留地点呼参会願と寄留届を送付し、召集通報人の選定を同課に依頼していた²⁵⁾。2月14日にも召集通報人の選定を依頼したが、その理由として戸籍謄本には3人の兄がいるが所在不明のためとあり、両親はいなく兄弟も離散状態にあることが確認できた²⁵⁾。このため本籍地（故郷）には家族を含む親族が存在せず、召集通報人の選定を依頼したことが分り、②は非貢献となり、③は寄与せずが確定したことになる。その後3月26日には、上穂北小学校で開催された在郷軍人会に出席し、同参会願他の書類のやりとりがなされ、8月20日木城小学校での簡閲点呼に参加したことから、退院後も樫野第一練習場所で働いていたことが分る²⁵⁾。さらに、1922年、1923年も三納村内で働いていたことが確認できる²⁵⁾。

宮39-村は、1回目の送院児として宮城県名取郡岩沼町より8歳5ヶ月で入院し、1919年も下穂北村字有峰の農家において年間給金9俵で働いていたが、1917年5月7日に徴兵検査を受けていたことから1919年7月31日に退院となったのであった²⁶⁾。このため、13年4ヶ月間在院して21歳9ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。なお、1916年4月2日に母親より本児と妹の近況と写真送付の依頼があり、1918年10月12日には本児の長兄に本児の病氣について連絡したことから²⁶⁾、本児には母親が存在し、1919年8月9日には母親より、長兄は行先不明だが、父親の17回忌があるので帰宅するようにとの手紙が届いたことから、母親の存在が再確認できた²⁶⁾。ただ本児は帰宅してないため、②母親と実兄の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解できる。

そして、1920年3月20日には岡山県出身の年長女児で、木城村字岩渕で農業見習（1919年）をしていた岡-谷（21歳3ヶ月）と結婚し、柳井迫第二練習農場で独立することになる²⁶⁾。このため、③は寄与せずとなる。また、4月6日には行先不明の実兄が茶臼原孤児院に来院し²⁶⁾、本児と妹宮40-村に面会したとみる。さらに、6月27日には柳井迫第二練習農場で殖民として独立した本児夫婦他6夫婦が田植祝を実施し、石井院母、松本校長等を招待して会食を共にし「快談」していたことから²⁶⁾、殖民としての独立が本格化することが理解できる。なお、12月20日には、樫野第一練習農場で独立する福168-小夫婦他1組の仲人を行っていたことを付け加えておく²⁶⁾。

福53-安は、1回目の送院児として福島県信夫郡吉井田村より8歳10ヶ月で入院し、1918年は上穂北村字寺崎の農家で農業見習生をしていたが、1919年にはすでに大阪方面に出て行ったようで、かつ1917年5月7日に徴兵検査を受けていたことから、1919年7月31日で退院となったのであった²⁷⁾。このため、13年4ヶ月間在院して22歳2ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。ただし、家族関係の資料が手元になく②は保留で、その後1919年に無断で大阪方面に出て行き方不明となったため²⁷⁾、退院後の所在は確認できない。また、③は帰宅しなかったとみられ、寄与せずとしておく。

福207-田は、4回目の送院児として福島県相馬郡石神村より9歳で入院したが、1918年2月20日の時点では、すでに福岡県嘉穂郡鎮西村大字潤野炭坑第五区で抗夫として働いていた²⁷⁾。つまり、無断外出をしてすでに退院状態にあり徴兵検査も終了しているため今回退院としたのであった²⁷⁾。このため、13年3ヶ月間在院し22歳3ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支えたことが理解できる。ただし、本児の家族状況は資料的に判明せず②は保留とし、③は鎮西村で働いていたため寄与せずとなる。

宮293-佐は、5回目の送院児として宮城県加美郡色麻村より9歳1ヶ月で入院し、1919年当時は新田村字畦原の農家で農業見習生として働いていたが、1917年5月7日に徴兵検査を受けていたため1919年7月31日で退院となった²⁸⁾。このため、13年3ヶ月間在院して22歳4ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。

そして、1920年3月20日には後述する東北児の宮296-嶋と結婚し、柳井迫第二練習農場で殖民として独立することになるため²⁸⁾、②は保留で、③は寄与せずとなる。また、6月27日は、同練習農場で本児夫婦他6夫婦により田植祝が実施され²⁸⁾、殖民としての独立が本格化することになる。さらに、12月20日には、樫野第一練習農場で独立する2組の夫婦の仲人を実施していた²⁸⁾。

福58-丹は、1回目の送院児として福島県信夫郡松川村から9歳6ヶ月で入院し、1919年当時は「熊本ミソ屋」に見習奉公をしていたが²⁹⁾、1916年6月4日に徴兵検査を受けたことにより、1919年7月31日で退院となったのであった²⁹⁾。このため、本児は13年4ヶ月間在院して22歳10ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。ただし、家族関係の資料が手元にないため、②は保留、③は寄与せずとしておく。なお、現時点では、本児の退院後の所在は確認することができない。

宮292-佐は、5回目の送院児として宮城県加美郡色麻村より9歳11ヶ月で入院し、1918年の時点では三納村字平郡の農家で農業見習生として働いていたが、1919年の動向は確認できない³⁰⁾。ただし、1916年6月4日に徴兵検査を受けていたことにより、1919年7月31日で退院となり³⁰⁾、13年3ヶ月間在院して23歳2ヶ月での退院となった。このため、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。

そして、1920年1月16日には、色麻村役場に寄留地点呼参会願他を送付するなどのやり取りがあり、8月20日に木城小学校で簡閲点呼に参加していたことから³⁰⁾、茶臼原孤児院付近で農業に従事していたとみる。ただし、家族他の存在が資料的に確認できず、②は保留となり、③は寄与せずとしておく。

福216-斎は、4回目の送院児として福島県相馬郡高平村より10歳6ヶ月で入院し、1918年に無断で

三納村の農家の養子となったが、翌1919年3、4月頃に同家を出て三納村字春田の農家で農業見習生として働いていた³¹⁾。ただし、1915年4月27日に徴兵検査を受けていたため1919年7月31日で退院となった³¹⁾。このため、本児は13年3ヶ月間在院して23歳9ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期後半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。

また、1919年7月22日には、本籍地の北海道虻田郡狩田村役場より、23日には相馬郡原町在住の祖父より、本児の在院に対するお礼と簡閲点呼令状交付により大至急出発し、現住所のある原町に来るようにとの依頼があった³¹⁾。そこで、翌24日茶臼原孤児院より祖父と本籍地の北海道虻田郡狩田村役場へ回答し、25日には見習先の本児へ祖父の書面を送付したことから、本児には祖父が現存していることが確認できた³¹⁾。ただし、本児は帰宅しないため、②祖父の東北三県凶作を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解でき、③は寄与せずとなる。その後、1922年、1923年も農業見習先の三納村字春田で働いたことが分かる³¹⁾。

福302-関は、6回目の送院児として福島県耶麻郡堂島村より11歳1ヶ月で入院し、1915年4月27日に徴兵検査を受け、その後の動向は不明だが、1919年7月31日で退院となった³²⁾。このため、本児は13年2ヶ月間在院して24歳3ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期後半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。そして、1920年11月17日本児の伯(叔)父の分家の件で問い合わせたことから³²⁾、本児との連絡が取れたようである。また、12月1日には、伯(叔)父の戸籍の件で堂島村役場に調査を依頼したところ、1921年2月10日に回答があり、10年前に一家で北海道虻田郡真狩村へ出稼に行ったとのことであった³²⁾。このように、家族に存在は確認できたが、本児は帰宅しなかったため、②は家族の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分となり、③は寄与せずとなる。ただし、連絡を取ったとみられる本児の所在地は手元の資料では確認できない。

宮34-大は、1回目の送院児として宮城県名取郡岩沼町より10歳11ヶ月で入院し、1919年当時は上穂北村字童子丸の農家で農業見習生として働いていたが、1915年4月27日に徴兵検査を受けていたため1919年7月31日で退院となった³³⁾。このため、本児は13年4ヶ月間在院して24歳3ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期後半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、本児は、徴兵補充兵であったため寄留地点呼許可に関するやり取りが岩沼町役場との間で実施され、8月3日には、木城小学校で開催される簡閲点呼令状が届き、21日本人宛に通知し、27日簡閲点呼に参加し帰院した³³⁾。9月12日には、本籍地の岩沼町役場へ戸籍謄本を請求し、11月13日に届いた³³⁾。このように、徴兵検査の手続などは茶臼原孤児院が実施しており、退院したとはいえ農業見習生の本児と連絡を取っており、実質的には同院が実家のような役割を果していたことが分る。ただ、家族に関する資料は手元で判明せず②は保留で、③は帰宅しておらず、寄与せずしておく。なお、1920年当時は、上穂北村字ズジの黒木方で農業見習奉公をしていたが³³⁾、1922年、1923年の動向は確認できない。

宮261-小は、5回目の送院児として宮城県栗原郡有賀村より11歳で入院し、1919年当時は新田村字中村の農家で農業見習生として年間給金米11俵半で働いていたが、1915年4月27日に徴兵検査を受けていたことにより1919年7月31日で退院となった³⁴⁾。このため、本児は13年3ヶ月間在院し24歳3ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期後半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。

ただし、家族等の資料が手元では判明せず②は保留で、③は帰宅しておらず、寄与せずとしておく。その後、1922年3月ごろより、広瀬村字下田島の中村方で農業見習生として働き、1923年2月7日に結婚していたことが分かる³⁴⁾。

宮46-長は、1回目の送院児として宮城県名取郡岩沼町より12歳7ヶ月で入院し、1908（明治41）年10月31日に一度退院したが、再入院し、1914年7月15日の時点では農業見習先から藪入て帰院したことが確認でき、1919年7月31日で退院となった³⁵⁾。このため、本児は、13年4ヶ月間在院し25歳11ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期後半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。ただし、家族等の資料は確認できないため②は保留で、③は寄与せずとしておく。なお、本児は、現時点での所在地が確認できないことを付け加えておく。

以上が、農業見習生からの退院した東北児への養護実践の役割の分析だが、次に、農場学校卒業生の退院前後の活動についてみていくことにする。

（2）農場学校卒業生の退院

農場学校卒業生は、9人が退院したが、退院日が早く年齢の若い順に紹介する。

岩3-佐は、1回目の送院児として岩手県西磐井郡巖美村より6歳11ヶ月で入院し、1918年4月1日に第2回目の農場学校卒業生となり、その後同校の助手見習として練習農場で働き、1919年4月27日には徴兵検査を受け第一乙種歩兵3番となっていた³⁶⁾。このため、7月31日で退院となり、在院期間は13年4ヶ月で20歳3ヶ月での退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。ただ実際の支援はまだ続き、5月4日には養蜂研究のため出向き、かつ、徴兵検査の年齢であったため本籍地の巖美村役場等との連絡が続いていた³⁶⁾。特に、12月4日には、徴兵補充兵として入営が通知され、朝鮮龍山にある第20師団歩兵第79連隊に編入されることになるが、実際の入営部隊は第17師団歩兵第21連隊であった³⁶⁾。このため、7日午後7時から会堂で送別会が開催され、8日午前5時半妻駅発の列車で出発したため、退院後は軍隊生活を経験することになる³⁶⁾。また、1920年11月27日には、本児の出征旅費の返納（1円52銭）についての連絡が上穂北村役場より通知されたが³⁶⁾、除隊が確認できないことから軍隊生活が続いており、茶臼原孤児院が帰宅先になっていたとみられる。なお、本児の家族の状況を知る資料は手元になく、②は保留とし、③はいまだ帰宅しなかったようで寄与せずとしておく。

福80-加は、1回目の送院児として福島県安達郡小浜町より7歳で入院し、1919年4月27日に徴兵検査を受け第一乙種輜重輪卒18番となり、第3回目の農場学校卒業生となったため、9月30日で退院となったのであった³⁷⁾。このため、本児は13年6ヶ月間在院して20歳6ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できるが、実際の支援はまだ続くことになる。

つまり、本年は徴兵検査の年齢であったため、本籍地の小浜町役場他との連絡を取り、3月7日に実際の本籍地が同県信夫郡金谷川村であることが判明する新たな事実が確認できた³⁷⁾。さらに、10月1日に農場学校を卒業し、11月20日には一時帰郷した事実が確認できるが³⁷⁾、本児の場合は、1917年3月2日に父親より本児の養育に対する礼状が届いており、家族の存在が確認できる。このため、②は父親の東北三県凶作を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しにもある程度貢献してい

ることが理解できる。そして、帰院時期は確認できないが、1920年1月17日に金谷川村役場へ寄留地点呼の件について問い合わせたところ、2月5日同村役場より「徴集免除」の回答があったため³⁷⁾、寄留地での簡閲点呼は実施しなくてもよくなったことが分かり、すでに帰院していたことが理解できる。このため、③は一時帰宅したが父親の生活自活に寄与できずとなり、具体的な所在地も手元の資料では判明しない。

福300-藤は、6回目の送院児として福島県耶麻郡喜多方町より7歳9ヶ月で入院し、1918年4月1日に第2回目の農場学校卒業生となり、その後は同校の練習農場の助手として働き、同年5月1日の徴兵検査では、丁種免役となっていた³⁸⁾。このため、1919年7月31日で一応退院となり、本児は13年2ヶ月間在院して20歳11ヶ月で退院となるため、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。家族の状況については、1914年5月19日に兄からの退院願が確認できたが、本児は帰宅しなかったため³⁸⁾、②は兄の東北三県凶作を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解でき、③は寄与せずとしておく。なお、退院後も練習農場の助手として働いていたかを確認する資料は手元にない。

福44-佐は、1回目の送院児として7歳10ヶ月で福島県信夫郡福島町より入院し、1918年4月1日に第2回目の農場学校卒業生となり、その後同校の家畜係として働き、5月1日の徴兵検査では第一乙種歩兵第19番となっていた³⁹⁾。

また、本児の場合は、1915年3月3日に母親より退院願が届き、1918年12月にも姉夫婦から呼び寄せがあった³⁹⁾。このため、同年12月22日に故郷の福島警察署と福島市役所に、母親と兄の人物と生活状態調査を依頼し、福島市役所からは30日に回答があり、母親と内縁の夫、兄2人の生活状況が判明した³⁹⁾。一方、前者からは1919年1月15日に、原籍地に在住していないため、調査不能との回答があった³⁹⁾。この調査は神奈川県橋樹郡保土ヶ谷町で古着商を営む姉夫婦が本児を呼び寄せることと関係したもので、1918年12月27日に本児は姉夫婦の許に出發していたのである³⁹⁾。しかし、1919年3月10日に、本児へ福島連隊区司令部より教育召集令状等が届き、20日に仙台歩兵第29連隊に入営のため午前5時妻駅を出發していた³⁹⁾。その後、6月7日には、7月満期除隊となり帰院することになったとの連絡があったので、途中岡山市の炭谷小梅宅に立寄り妹を同伴帰院するよう通知した³⁹⁾。そして、6月30日に満期除隊となり、妹福45-佐を同伴して7月8日帰院した³⁹⁾。7月31日には、上穂北村役場を通して若松連隊区司令官宛に本児の寄留届を提出したが、8月4日同役場より直接本籍地の福島市役場に送付するよう指示があり、同市兵事課へ寄留届を送付していた³⁹⁾。このことから、本年も茶臼原孤児院に在住していたが一応7月31日で退院になり、13年4ヶ月間在院して21歳2ヶ月で退院となった。このため、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できるが、実際の支援はまだ続くことになる。

つまり、退院後の本児の動向をみると、1920年1月21日福島市役所兵事課へ昨年教育召集を受けたが、本年も簡閲点呼を実施するかを問い合わせたところ、2月8日教育補充兵は毎年簡閲点呼を実施するので寄留地点呼参加願を提出するようとの通知があった³⁹⁾。そこで、翌9日同課へ同参加願を提出し、召集通報人である母親との連署による寄留届の提出の有無を問い合わせた³⁹⁾。さらに16日には寄留地勤務演習願も送付すると、3月13日同演習許可証だけが送付されたので、翌14日寄留地点呼許可証が未着であると回答し、16日同演習許可証だけ上穂北村役場に提出した³⁹⁾。26日には在郷軍人

会に参加したが、寄留地点呼許可証が届かなかったため再度４月10日福島市役所兵事課へ問い合わせた³⁹⁾。それでも送付されなかったため、23日同兵事課と母親に問い合わせ、５月３日と31日にも問い合わせた³⁹⁾。すると６月９日母親から連絡があったが、同許可証の件は回答がなかった³⁹⁾。ただし、昨年１月の時点では所在不明であった母親の存在が確認できたため、②母親他の家族の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解できる。

そして、本児は、８月21日の上穂北小学校で開催された簡閲点呼に出席したが、ここでもう１つ注目すべきは、４月２日に本児と宮18-高の結婚について大庭理事に伺い、12日に結婚式を挙げたことである³⁹⁾。その後柳井迫第二練習農場で独立したため③は寄与せずが確定することである。

また、６月27日には、同練習農場の本児夫婦他６夫婦が田植祝を実施し³⁹⁾、殖民としての独立が本格化することも理解でき、このような経過から、本児の場合は退院後も茶臼原孤児院の支援を受け、①が退院後も殖民として独立するまでのライフステージを支える役割を追加する必要があることも分かる。

福108-杉は、１回目の送院児として福島県安達郡本宮町より７歳10ヶ月で入院し、1918年４月１日に第２回目の農場学校卒業生となり、その後同校の練習農場で働き、５月１日の徴兵検査では丙種となっていた⁴⁰⁾。このため、1919年７月31日で一応退院となり、本児は13年４ヶ月間在院して21歳２ヶ月で退院したため、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。ただ資料的には、家族の動向が確認できず、②は保留で、③は寄与せずにしておくことにする。なお、退院後も練習農場の助手として働いていたかを確認する資料は手元にない⁴⁰⁾。

福243-池は、３回目の送院児として福島県伊達郡梁川町より８歳２ヶ月で入院し、1918年４月１日に第２回目の農場学校卒業生となり、その後同校の助手見習として働き、1919年４月27日に徴兵検査を受け、第一乙歩兵21番となり、７月31日で一応退院となった⁴¹⁾。このため、本児は、13年３ヶ月間在院して21歳５ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割があったことが理解できるが、実際の支援はまだ続くことになる。また、兵役対象であったため、本籍地の梁川町役場との連絡が確認できた⁴¹⁾。

つまり、1920年１月13日に寄留地点呼参会願を提出していたが、24日に梁川町役場より召集通報人連署の寄留届が添付されてないので許可しがたいとの通知があった⁴¹⁾。そこで、本児と相談し「知己」の伊藤仁平に依頼することにし、１月25日伊藤宛に依頼状を、梁川町役場へはその主旨を回答した⁴¹⁾。また、２月２日には、同町役場より先の召集通報人を別の人物に依頼したとの通知があったので、翌３日この事を伊藤に連絡し、礼状を送付した⁴¹⁾。このため、本児の故郷（本籍地）には家族が存在しないように理解できるが、そうではなかった。実は、1913年１月19日に兄より退院願が送付され、1914年12月４日にも母親が病弱のため本児の帰郷を希望する手紙が届き、1915年12月15日には1か月程一時帰宅したが1916年１月13日に農業見習先に帰ってくるという経過があり、家族は存在していたのである⁴¹⁾。ただ本児は帰宅しなかったため、②は母親と兄の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解できる。

そして、1920年２月２日には、午後７時より京都館において、本児と京都市出身の京-山他２組の結婚式が、小野田教師の司会、溝手牧師の司式で開催され、柳井迫第二練習農場で独立することになる⁴¹⁾。このため、③は寄与せずが明確化し、退院後も茶臼原孤児院の支援を受けることになる。さら

に、3月20日には同第二練習農場で独立する2組の夫婦の結婚式の仲人を担当し、26日には上穂北小学校で開催された在郷軍人会に出席していた⁴¹⁾。また、6月27日には、同第二練習農場の本児夫婦他6夫婦が集り田植祝を実施し、殖民としての独立が本格化し、8月21日には上穂北小学校で開催された簡閲点呼に本児も出席していた⁴¹⁾。

このような経過から、退院後も茶臼原孤児院の支援を直接受けつつ結婚し殖民として独立していくことが理解でき、①は結婚し殖民として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割があったことに変更する必要があることである。

福198-河は、4回目の送院児として福島県相馬郡飯豊村より8歳3ヶ月で入院し、1918年4月1日に第2回目の農場学校卒業生となり、その後同校の練習農場で働き、5月1日の徴兵検査では丙種になったため、1919年7月31日で一応退院となった⁴²⁾。このため、在院期間は13年3ヶ月で、21歳6か月での退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できるが、実際の支援はまだ続くことになるのである。

その後本児は、1920年2月3日に栃木県出身の年長女兒で石井組に所属していたとみられる18歳11ヶ月の栃-佐と結婚し、柳井迫第二練習農場で殖民として独立していくことになる⁴²⁾。この結婚式の内容は前述した福243-池と同様である⁴²⁾。また、6月27日には、同練習農場で本児夫婦他6夫婦が田植祝を実施し、殖民としての独立が本格化することも理解できる⁴²⁾。12月4日には、本籍地の飯豊村役場へ戸籍謄本を請求すると、13日の同村役場から回答があり戸主の兄が北海道常呂郡武華村の二本松農場に移籍していることが判明し、16日武華村役場へ本児の戸籍謄本を請求した⁴²⁾。なぜ戸籍謄本を請求したかという点、21日に長男が出産したためであった⁴²⁾。また、この経過から兄の存在が確認できたが、帰宅しなかったため、②は兄の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、北海道での移住による生活の立て直しには貢献不十分と理解できる。また、③は結婚し殖民として独立したため寄与せずになる。さらに、退院後も茶臼原孤児院の支援を直接受けつつ、結婚し独立する経過は、①は結婚し殖民として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割があったことに、変更する必要があるということになる。

宮106-島は、1回目の送院児として宮城県刈田郡白石町より7歳9ヶ月で入院し、1918年4月1日に第2回目の農場学校卒業生となり、5月1日の徴兵検査では第一乙種歩兵第32番となったため、1919年7月31日で退院となった⁴³⁾。このため、本児は13年4ヶ月在院し21歳1ヶ月で一応退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できるが、実際の支援はまだ続くことになる。

つまり、寄留地点呼の手続が必要であったため、梁川町役場等との連絡が確認でき、1919年8月18日に上穂北小学校での簡閲点呼に出席していた⁴³⁾。さらに、9月からは宮崎県蚕業講習会に入学した⁴³⁾。そして、1920年3月20日に上穂北小学校で開催された在郷軍人会に出席していたことが確認できたことから⁴³⁾、帰宅せず茶臼原孤児院付近に在住していたことが分かる。なお、本児の家族については、1917年8月5日に母親より徴兵検査の件で連絡があったことから、母親の存在が確認できたため⁴³⁾、②は母親の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後生活の立て直しに貢献不十分と理解できる。また、③は帰宅してないため、寄与せずとしておくことにする。

宮321-岩は、6回目の送院児として宮城県名取郡岩沼町より7歳3ヶ月で入院し、1919年4月27日

に徴兵検査を受け第二乙種歩兵輜重輸卒12番となり、10月1日には第3回目の農場学校卒業生となったため、9月30日で退院となったのであった⁴⁴⁾。このため、本児は13年4ヶ月間在院して20歳7ヶ月で退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できるが、実際の支援はまだ続くことになる。

つまり、本年が徴兵検査の年齢に該当したため、岩沼町役場等との連絡が確認でき、1919年11月10日には補充兵証書が本人宛に送付され、さらに、20日には前述した福80-加と本児が岩沼町に一時帰郷したが、12月26日には檜野第一練習農場に帰宅したようで、補充兵証が同地に送付されていたことから確認できた⁴⁴⁾。

そして、1920年1月16日に寄留地簡閲点呼参会願他を岩沼町役場に送付したところ、召集通報人がいなかったため、本児と相談し同通報人を叔父に依頼することにすることにし、2月4日同役場と叔父に依頼した⁴⁴⁾。4月19日には叔父より点呼許可証が送付されたため⁴⁴⁾、叔父の存在が確認でき、②は叔父の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後に生活の立て直しに貢献したことが理解できる。ただし、③は一時帰宅であったため、寄与せずとしておくことにする。また、7月18日には、檜野第一練習農場で肋膜炎を患い一時帰院していたが、8月21日には上穂北小学校での簡閲点呼の参加していたことも分かる⁴⁴⁾。さらに、1920年には富田村字今別府の清方で農業見習奉公をし、その後1922年までは高鍋町字蚊口の黒木醤油店や福島町の沢田製鉛所で働き、同年4月17日に興農部へ移動していたことが確認できた⁴⁴⁾。

宮360-三は、6回目の送院児として宮城県栗原郡志婆姫村より8歳3ヶ月で入院し、1918年5月1日に徴兵検査を受け丙種となり、1919年10月1日に第3回目の農場学校卒業生となり、9月30日で一応退院となった⁴⁵⁾。このため、本児は13年4ヶ月間在院して21歳7ヶ月で退院したことになり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。つまり、10月21日には、檜野第一練習農場に在住し、腸胃病で充分療養ができないため、帰院していたことから、退院後も茶臼原孤児院の支援を受けていたことが分る⁴⁵⁾。ただし、家族等の動向が資料的に確認できないため、②は保留で、③は寄与せずとしておくことにする。

以上が、1919年に親や親族等の引取願に基づき帰郷（宅）した退院児、結婚による退院児、徴兵検査終了後と農場学校卒業後の退院児に対する養護実践の役割であるが、次に1918年以前に退院した東北児の近況報告などから、②の親族等の新たな状況や退院後の③の「寄与」の動向などを確認してみることにする。

4) 1918年以前の退院児の動向と養護実践の役割

まず1919年1月8日に、岩手県上閉伊郡釜石町在住の退院児宮52-野、宮53-野の兄妹よりクリスマス寄付金として5円が送付されたので、11日礼状と領収証を送付していた⁴⁶⁾。3月11日には、兄宮52-野より石井院母へ「時気見舞」と、本人が1918年12月15日に釜石教会で結婚式を挙げたが、妻が病気となり仙台市の実家にもどったので、本人も一緒に仙台市に行き同地で働いているとの連絡があり、16日「結婚歓状」を送付していた⁴⁶⁾。つまり、1913年8月22日に釜石町の母親の許に帰宅してから、義父のお菓子屋を手伝っていたが⁴⁶⁾、退院後5年4ヶ月のちの21歳9ヶ月で結婚し、結婚直後に妻が病気になり仙台市の実家にもどったため、本人も仙台市に同行し、同市で働いていたのであった。

12月22日には、妹の宮53-野よりクリスマス寄付2円が送付されて来たが、その後の兄の動向や家庭のことが次のように書かれていた⁴⁶⁾。

私の兄は仙臺のよめさんの処へ今年二月いってまだかへりません 年おいたる父がはたらいておるのですからすこしばかりですがクリスマスのお祝として金貳円おくります

つまり、兄は、12月下旬になっても妻の実家の仙台市に行ったまま釜石町には帰っておらず、本女は義父のお菓子屋を手伝い、毎年この時期になるとクリスマス寄付金を茶臼原孤児院に送付していたのであった⁴⁶⁾。このように、本兄妹の場合、退院から5年以上もたったこの時期になっても継続的に寄付金や近況が寄せられていたため⁴⁶⁾、③帰宅後の寄与の実態が確認できる事例として注目できる。同時に、本兄妹の岡山孤児院での養護実践が彼らの人生に深く影響していたことを物語っていることも裏付けられる。

1月28日には、1917年3月31日に福島県岩瀬郡須賀川町の牡丹園で働く実兄の許に帰宅した福253-鈴、福254-鈴の姉妹より「時気見舞」と、両人の預金の中から各10円を寄付し、残りの残金の送金依頼があった⁴⁷⁾。また、本(1919)年は近年になく寒く毎日の降雪により西北の山々は積雪となり、「奥州ノ高原全ク銀世界、枯吹きすさぶ深夜ハ一層淋しき感し申候」との手紙が届いた⁴⁷⁾。そこで、2月14日に預金の残金28円3銭を送付した⁴⁷⁾。

このように、本姉妹は、実兄の許に帰って約2年近くたち生活が安定して来たようで、農業見習生時代に預金したお金の半分近くを寄付して、残りの送金を求めてきた。また、その手紙には、東北の雪景色に本人の気持を重ね合わせた文章まで書き添えられていたが、この文章の中に岡山孤児院での養護実践の成果の一端を垣間見ることができる。

2月9日には、1917年4月7日に退院した福142-海より「時気見舞」が届く。東京市本所区茅場町遠藤方に在住し、感冒が大流行し1日300余人が死亡し一家全滅する例もあるとの報告があり、その後も本所区で働いていることが確認できた⁴⁸⁾。

2月12日には、茶臼原孤児院で、1918年12月に結婚し樫野第一練習農場で独立した岩11-中、宮406-伊、福231-渡の各夫婦と、本(1919)年2月に結婚し柳井迫第二練習農場で独立した宮71-鈴、岩54-岩、宮49-鈴の夫婦などを招いて晩餐会が実施された⁴⁹⁾。その後岩11-中については、同院が3月13日に本籍地の岩手県稗貫郡根子村役場へ徴兵検査後の連隊区司令官宛の点呼参会願と寄留届を送付したところ、21日に同村役場より「兵役ニ関係」しないとの回答があったことが確認できた⁴⁹⁾。さらに、9月22日には、本人の結婚届を提出するため、根子村在住の本人の祖父と妻の叔父(東京市芝区)に同意書2通の送付を依頼していたが、30日と10月1日に兩人とも所在不明で先の手紙が戻ってきた⁴⁹⁾。そこで、5日に根子村役場と芝区役所に兩人の所在確認を依頼すると、15日根子村役場より祖父等の縁故者数年前より所在不明で、その場合は結婚届に同意書がなくてもよいとの回答があった⁴⁹⁾。また、20日には芝区役所から、叔父は東京府豊多摩郡大久保町に移転したとの回答があり、翌21日叔父に同意書の提出を依頼した⁴⁹⁾。すると28日叔父より「多年教養」と「良縁」による結婚についての感謝と同意書3通が送付された⁴⁹⁾。そこで、12月18日山本哲二郎事務員が木城村役場に行き婚姻届3通を提出し、戸籍上の結婚も完了した⁴⁹⁾。

このように、各殖民については、退院後も結婚手続は茶臼原孤児院が担当し、退院後も支援していたことが分り、同時に同院が樫野第一練習農場を含む茶臼原農村の役場としての機能を有していたこ

とが理解できる。さらに、本人の祖父等の縁故者が数年前より地元の根子村役場でも確認できなかったことから、一家離散の状態にあることが裏付けられ、②を前報で「貢献」としたが⁴⁹⁾、結果的に貢献が不十分に終わったことが判明したことになる。

さらに、1920年2月3日に本籍地の根子村役場と妻の本籍地の香川郡小豆郡大部村役場に戸籍謄本の請求をしたことが確認できるが、これは5日に長女を出産したためであった⁴⁹⁾。そして、14日に長女の出生届を木城村役場に提出した⁴⁹⁾。

また、宮406-伊の場合も、茶臼原孤児院が、2月20日に本籍地の宮城県加美郡中新田町役場に寄留地勤務演習願と仙台連隊区司令官宛の寄留届を送付し、3月2日には寄留地簡閲点呼願を送付したところ、26日同許可証が届いた⁵⁰⁾。そこで、28日木城村役場に同許可証を送付し、本人にも同許可証を渡していた⁵⁰⁾。8月3日には、木城村役場より21日に同小学校で実施する点呼令状が届き、22日本人に通知し27日出席していた⁵⁰⁾。

8月11日には、本籍地の中新田町役場に本人の戸籍謄本を請求し、9月10日届いたので16日に下穂北村役場に提出した⁵⁰⁾。これは出産にともなう婚姻届の提出のためとみられ、10月26日には妻の本籍地香川県綾歌郡宇多津町役場に、兄の同意書作成を依頼したが回答がなく、11月5日再度依頼した⁵⁰⁾。実は、11月8日に女兒を出産し母子共に「健全」で、18日に木城村役場に出生届を提出した⁵⁰⁾。しかし、女兒は、12月1日脳膜炎にて死亡し、2日同村役場に死亡届を提出し埋葬した⁵⁰⁾。

一方、宇多津町役場から回答がなかったため、12月2日と15日にも再度依頼したところ、20日同役場より回答があった⁵⁰⁾。その回答によると、同役場では兄を呼び出し協議したが、兄によると妹に2回手紙を出して確認しようとしたが返事がないため同意できないというものであった⁵⁰⁾。このため、婚姻届の提出は来年度へ持ち越しとなったが、本事例も退院後の支援であり、同時に茶臼原孤児院が茶臼原農村の役場としての機能を有していたことが理解できた。

福231-渡の場合は、9月6日、母親より結婚の同意書を取り寄せるため、本籍地の福島県安達郡太田村役場に依頼したが回答がなく、21日再度依頼した⁵¹⁾。22日には、太田村の祖父宛にも同様の通知を送付したが、両者からの返事がなく10月4日にも再度依頼した⁵¹⁾。すると、12日太田村役場より母親は1903（明治36）年9月6日に死亡したが、祖父は行商に出ていて不在であったため回答が遅れただけで、2人の結婚には異議ないとの手紙と、記名調印した同意書2通が送付されて来た⁵¹⁾。そこで、16日礼状等を返送し、同意書1通不足のため18日再度太田村役場に依頼し、11月5日に届いたため、12日木城務役場に結婚届3通を提出し、受理されたので、結婚の手續が終了したことが分かる⁵¹⁾。

この事例も退院後の支援例で、同時に茶臼原孤児院が茶臼原農村の役場としての機能を有していたことが理解できた。また、福231-渡には祖父がいることを確認でき、②を前報で「保留」としたが⁵¹⁾、祖父の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解できたことになる。

2月18日には、窃盗で1年間収監され、昨年12月1日に退院して福島県石城郡赤井村に帰郷した宮189-須より、預金の残金送付の依頼があり、27日に送金した⁵²⁾。同時に補充兵証書を同封し、本籍地が宮城県なので、寄留届と寄留地簡閲点呼参会願を本月末までに仙台連隊区司令部へ届けるよう注意した⁵²⁾。3月2日には本児より預金入手の礼状が届き、母親が13年振りに北海道より帰ってきて面

会したが、すぐに母親と姉は北海道に帰ったので、本人には次姉と共に働いているとの報告もあった⁵²⁾。また、27日には、本人より北海道中川郡下名寄村に移転したとの通知があり、28日には本籍地の宮城県黒川郡大衡村役場より寄留地簡閲点呼願の件についての通知が届いたので、本児は北海道の同上に移転したと回答し、書類を返送した⁵²⁾。そして、4月12日北海道在住の本人より手続が遅れたが当地で簡閲点呼を受けることができたので安心してほしいという手紙と、茶臼原にある寄留届をどうすべきかの問い合わせがあった⁵²⁾。このように、宮189-須は、退院後約4ヶ月近くして北海道の母親の許に移転したため、③は1人前の収入を得る働き手として母親等の生活の自活に寄与すると予測できるに、変更することが必要になる。

3月19日には、1917年6月29日に福島県安達郡二本松町に帰郷した福269-本より時気見舞が届き、「今は天の神様の御めぐみによりなにごともなく毎日をおくつてゐます」との通知があり⁵³⁾、キリスト教の教えに従い元気で生活していることが確認できた。

3月27日には、1918年12月31日で退院と筆者が判断した宮城県加美郡色麻村在住の宮201-堀の本籍地の同県黒川郡大衡村役場より、寄留地点呼願を仙台連隊区司令官宛に送付するようとの通知が茶臼原孤児院に届いた⁵³⁾。そこで翌28日、この件についての書類を本人宛に送付し、同村役場にも本児の住所を通知したことからすでに退院と判断していたことや、本児の所在地が再確認できた⁵³⁾。

4月13日には、1918年3月1日に福島県安達郡二本松町の兄の許に帰宅した福266-斎より「時気見舞」や結婚の報告などの手紙が送付された⁵³⁾。本人は、現在同県石城郡内郷村の炭坑24号長屋の矢内方に在住し、「終始丈夫ニテ働キ」、4月28日に結婚することになったので預金の送付を依頼して来たのであった⁵³⁾。また手紙には「私しは茶臼原孤児院そだちどなくろふもいとやせぬ」ともあり、長野事務員に伝へ送金すると回答し、17日に84銭を送金した⁵³⁾。このことから、本人は兄の許を離れて炭坑で働き結婚して独立することが確認でき、③は兄の生活の自活への寄与から、本人自身の独立自活へ変更になることが理解できる。

5月17日には、1918年3月26日に大阪商船会社富士川丸で船員をしていた福3-佐が、福島県田村郡三春町の親族の許に帰宅したが、その本人より石井院母に来信があった⁵⁴⁾。その内容は、現在東京府北豊島郡下尾久村の鬼怒川電東京発電所社宅の川名方に在住し、6月26日に同村役場において徴兵検査を受けたという通知であった⁵⁴⁾。その後、8月17日には徴兵検査不合格との連絡も届いた。このため、三春町に帰宅後上京して東京発電所で働いていることが分り、③が親族の生活の自活への寄与から、上京し本児自身の独立自活に変更になることが理解できる。

7月22日には、1915年9月31日に退院し、大牟田救世軍小隊の大尉となった宮403-柳が、主婦希望の下川せい子を伴い来院し、8月7日大牟田へ帰宅した⁵⁵⁾。そして、下川は一度帰宅し8月31日から茶臼原孤児院の教育部の裁縫教師となっていた⁵⁵⁾。このため、宮403-柳は、救世軍の大尉となり同院への教師の紹介にも取り組んでいたことが分る。

以上が、1919年に退院した東北児と1918年以前に退院した東北児に対する養護実践の役割の内容等であった。そこで、次に1920年のそれらについて分析していくことにする。

3、1920年の東北児の退院と在院中の養護実践の役割

1) 1920年の退院児と養護実践の役割

1920（大正9）年の東北児の退院状況を『退院原簿』より確認すると、福島県10人、宮城県6人、岩手県1人の計17人であったが、宮城県の宮282-三は、筆者の判断で昨年8月23日を退院としたので、16人となる。

この16人のうち最初の退院は、2月3日に結婚式を挙げた福124-玉であった⁵⁶⁾。本女は、福島県信夫郡水保村から3回目の送院児として8歳10ヶ月で入院した⁵⁶⁾。その後、1913年に母親等からの引取願があったが、本女の希望等で退院せず、1916年4月よりは横浜市本牧町の渡辺美彌子方で見習奉公をしていた⁵⁶⁾。しかし、1919年6月11日に渡辺より大庭理事宛に本女の引取依頼が来たので、井上長年事務員を同家に派遣し、本女の希望も確認し、大庭家に引取ったのであった⁵⁶⁾。そして、約3ヶ月後の9月24日炭谷小梅の同伴で岡山事務所に帰り、さらに10月12日茶臼原孤児院に帰院したのであった⁵⁶⁾。

その後、1920年2月3日に、農場学校第1回卒業生で、柳井迫第二練習農場で殖民として独立する岡-江と結婚し退院となったのである⁵⁶⁾。2月3日の結婚式は、小野田鉄彌教師の司会で、溝手文太郎牧師の司式で、本女夫婦を含め3組の結婚式が午後7時から京都館で実施され、男子職員を代表して松本圭一校長が、女子職員を代表して下村セツ主婦、さらに出身者代表および石井院母も祝辞を述べ、二次会も実施されるというものであった⁵⁶⁾。

このため、本女は、2月3日に22歳8ヶ月で退院となり、在院期間は13年10ヶ月であった。つまり、①岡山孤児院の養護実践によって本女は、学齢期前半から成人期までの成長と結婚し殖民の妻として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割が理解できる。また、②母親の引取願が確認できたが、帰宅しなかったため、母親の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態からの救済と、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解できる。さらに、③本女は帰宅しなかったため、母親の生活自活へは寄与しなかったことになる。また、6月27日には、柳井迫第二練習農場の本女夫婦他6夫婦が田植祝を実施したことから⁵⁶⁾、殖民としての独立が本格化することが理解できる。

3月4日には、福島県安積郡郡山町から6回目の送院児として7歳11ヶ月と5歳8ヶ月で入院した福279-黒と福280-黒の兄妹が退院する⁵⁷⁾。2月15日に郡山町の伯父より引取願が届いたことから始まる⁵⁷⁾。この引取願によると、本兄妹の入院当時伯父は日露戦争に出征中で、母親が病気で兄妹の世話ができなかったために入院したこと、現在長兄は東京に在住し月収が70円位であることも報告されていた⁵⁷⁾。さらに、15日には、東京市浅草区の橋場方在住の先の長兄よりも手紙が送付され、本兄妹の入院後の「教養」に対する礼状と松坂屋呉服店で働いていることが通知された⁵⁷⁾。そこで、茶臼原孤児院は、17日長兄宛に伯父の引取願の通りに2人を引取る「都合」があるか、詳細を回答するように通知し、かつ岡山事務所にも入院当時の書類と長兄と伯父の記載内容について調査を依頼した⁵⁷⁾。すると、27日同事務所より回答があり、父親は磐城鉄道会社で働いていたが、1905（明治37）年1月に轢死し、母親は病身で働くことができず、先の長兄3人兄妹は伯父宅で同居していた等が報告された⁵⁷⁾。

また、同日には、長兄からの回答があり、それによると伯父と相談したところ故郷に妹福280-黒の

縁談の話があり、兄妹の将来の「幸福」を考え妹が先の縁話を「承知セザレバ」長兄が引取り、兄福279-黒についても長兄が幼少時代に養育された「親切ナル家」で農業に従事させたいので、引取りのための2人の旅費を連絡してほしいとの内容であった⁵⁷⁾。そこで、29日茶臼原孤児院は、長兄宛に2人の退院を「承知」し、旅費は各自の貯金より出すと回答した⁵⁷⁾。3月1日には、信永事務員が米良村で農業見習中の兄を迎えに行き、妹は昨年8月15日に病気のため農業見習先より帰院していたようなので⁵⁷⁾、2人は小野田鉄彌事務員と3月4日午後3時40分妻駅発の列車で長兄のいる東京に出発し、退院となったのであった⁵⁷⁾。その後、長兄より8日電報で、12日には手紙で報告が届いた⁵⁷⁾。それによると、2人の兄妹は、6日午後10時40分に東京駅に着き、長兄の住む浅草区に1泊し、翌7日午前11時上野発の列車で出発し午後7時30分に郡山駅に着き、兄福279-福は長兄を養育した先の「親切ナル家」に依頼し、妹福280-黒は東京の長兄が引取ったとの手紙であった⁵⁷⁾。また、妹よりの手紙も同封され、郡山町では両親の墓参りをし、「みんなが私を見テこれまでお世話下サレタトいふてほんとーニ喜ンデ居マシタト」と書かれていた⁵⁷⁾。

4月15日には、妹より長野事務員宛に、預金の残金の送付依頼が届き、目下浅草区の藤野方で、月7円で働いているとの通知があったので、20日送料等を差引いた残金22円を送金した⁵⁷⁾。28日には、長兄より、送金の礼状と兄は福島県安積郡桑野村の飯村方で働き、妹も東京の商人の家で働き、本人は橋場店に勤め、3人とも壮健であるとの報告が届いた⁵⁷⁾。

このように、兄福279-黒は21歳9ヶ月で、妹福280-黒は19歳6ヶ月で退院し、在院期間はいずれも13年10ヶ月であったため、①は兄の学齢期前半から成人期までの、妹の幼児期後半から青年期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、②は、長兄の許に帰宅できたことから、母親は死亡したが長兄の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したことが理解できる。そして、③は、妹がほぼ一人前の仕事ができる働き手として、長兄との生活の自活に寄与したことが予測できたが、兄は一緒に生活せず自分の生活の自活に努力しているため、一応寄与せずということにする。

3月20日には、宮城県刈田郡白石町より5回目の送院児として5歳で入院した宮296-嶋が、結婚のため退院した⁵⁸⁾。結婚相手は、昨(1919)年7月31日で退院となった宮293-佐であった⁵⁸⁾。本女は、1918年から石井院母が農業見習を終了した年長女兒を将来農家の主婦として養成する石井組に所属していた⁵⁸⁾。また、1920年1月30日の石井院長記念会の洗礼式では27人の受洗者の1人として溝手牧師より洗礼を受けていた⁵⁸⁾。そして、3月20日結婚し宮293-佐の妻となり第二練習農場(柳井迫殖民地)で殖民として独立したのであった⁵⁸⁾。

このため本女は、13年11ヶ月間在院して18歳11ヶ月で退院したことになり、①は本女の幼児期後半から青年期までの成長と結婚し殖民の妻として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割を果たしたことが理解できる。ただし、本女の家族に関する資料は手元になく、②は保留となり、③は結婚し帰郷しなかったため寄与せずということになる。

4月12日には、宮城県伊具郡角田町より1回目の送院児として9歳4ヶ月で入院した宮18-高が、昨(1919)年7月31日に退院した福44-佐と結婚し退院となり、柳井迫第二練習農場で殖民の妻として独立することになる⁵⁹⁾。つまり、4月2日に大庭理事宛に2人の結婚についての伺いを出し、12日に結婚式を挙げたが、結婚式は前述した福124-玉と一緒に実施したのであった⁵⁹⁾。また、本女は1919

年の時点で岡山県都窪郡倉敷町の林源十郎宅で見習奉公をしていたが⁵⁹、今回23歳5ヶ月で結婚したため、在院期間は14年1ヶ月であった。つまり、①は学齢期前半から成人期までの成長と結婚し殖民の妻として独立するまでのライフステージを支援したことになる。ただ、本女は孤児のため②は該当せず、③は同様となる。

さらに、『退院原簿』の「大正十年度」の欄には、1920年4月に宮75-武が、南那珂郡本城村の河崎農場で働く青年と結婚していた。このため、本女は4月で退院と判断し、14年1ヶ月間在院して22歳で退院したことになる。本女は、1回目の送院児として宮城県名取郡岩沼町から7歳11ヶ月の時に入院したため、①は学齢期前半から成人期までの成長と結婚を全面的に支える役割が理解できる。ただし、家族に関する資料が手元になく、②は保留で、③は結婚したため寄与せずとなる。

4月22日には、福島県耶麻郡堂島村より3回目の送院児として6歳3ヶ月で入院した福173-川と、同県同郡喜多方町より6回目の送院児として6歳4ヶ月で入院した福303-三が、徴兵検査を終了したという理由で退院となる⁶⁰。

実は、4月22日に徴兵検査を受けた東北児が6人おり、すでに1919年より茶臼原孤児院の方で本籍地の町村役場と連絡を取り合い、寄留地での徴兵検査を受ける諸手続が実施されていた⁶⁰。そして、22日の徴兵検査は信永、山本の両事務員が対象院児19人を引率し、午前6時に下穂北村妻神社に集合し、その後寺崎小学校で同検査が実施された⁶⁰。先の福173-川は、丙種であったが、本児は当時富田村の荒木方で農業見習生として1ヶ月20円で働いていたようである⁶⁰。このため、1人で独立が可能との判断もあり、1919年の規定に従い、4月22日退院になり、在院期間は14年間、20歳3ヶ月での退院であった。つまり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割を果たしたことが理解できる。②については、1919年4月30日に本児の依頼で本籍地の堂島村役場へ戸籍謄本を請求し、5月12日に茶臼原孤児院に届いたという事実が確認でき⁶⁰、この事実は本児自身が家族の現状を確認するためであったと判断できるが、その内容までは記載がなく、家族の状況が手元の資料では判明しないため保留とする。また、③は現時点では帰宅していないため寄与せずとなる。なお、退院後の本児は、富田村で農業見習い中であったことが分かるが、1922年には高鍋町字蚊口の黒木醤油店で働いていたことが分かる⁶⁰。

一方、福303-三は、1920年4月22日の徴兵検査では甲種輜重輸卒13番となり、1919年から下穂北村字妻町の安藤方で豊職人の見習中に退院となったため⁶¹、在院期間は13年11ヶ月で、20歳3ヶ月での退院となり、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支える役割を果たしたことが理解できる。そして、本児の場合は、入院当時棄児であったため、その後岡山市で就籍を行い、本籍地が岡山市となったため、徴兵検査については岡山市役所と連絡を取り合っていた経過があり⁶¹、家族の存在そのものが確認できない。このため、②と③の項目については分析対象にならず、該当せずとなる。さらに、退院後の動向をみると、徴兵検査後本人は先の農業見習先を無断で出て行衛不明になるという事件を起し、10月10日に妻町の三島方にいることが判明し、19日安藤方にもどっていた⁶¹。また、茶臼原孤児院は、10月20日に本人の現役補充証未交付についての問い合わせを岡山市役所に送付し、27日岡山事務所の百田孟一事務員より交付したとの回答があったので、28日本人が在住する安藤方に、数日の外出でも必ず通知するよう注意の手紙を送付していた⁶¹。また、11月20日には本人宛に、現役補充証を渡す際に、感冒予防注射をするよう通知し⁶¹、その後も連絡を取り、本人への

アフターケアを続いていたことが分る。そして、翌1921年2月24日岡山師団輜重兵17大隊に入隊するため出発し、3月1日に入隊した⁶¹⁾。

9月13日には、宮城県名取郡岩沼町より1回目の送院児として5歳2ヶ月で入院した宮40-村が退院になったようである⁶²⁾。『退院原簿』では、1923(大正12)年の欄に「九年郷里ノ実兄」の許に帰宅したと記してあったため、『大正九年度日誌』を再調査したら、9月13日の欄外に、茨木県多賀郡^(城)松岡村千代田炭坑煉瓦場内小林方の実兄の許に帰宅とあったため、同日を退院と判断した⁶²⁾。ただし、茶臼原孤児院としては、当初この帰宅を一時帰宅と考えたが、その後帰宅しなかったため1923年12月31日に退院と決定したのであった⁶²⁾。

また、本女は、前述した80頁の宮39-村の妹で、1911(明治44)年11月18日付の岡山孤児院から母親宛への引取り希望調査では、受信人不明で母親の所在が判明しなかったが、1915年4月2日に母親より兄と本女の近況および写真送付などを依頼する手紙が届いたことから、母親と長兄の存在が確認できた⁶²⁾。さらに、1919年8月9日には、母親より長兄は行方不明になったが、父親の17回忌に当たるので帰宅するよとの手紙が届いていた⁶²⁾。そして、本年(1920年)4月6日に、行方不明の長兄が茶臼原孤児院に来院し、本兄妹に面会したとみられ、その結果本女は9月13日に長兄が働く、茨木^(城)県多賀郡松岡村の千代田炭坑煉瓦場に一時帰宅したが、そのまま在住し帰院しなかったため退院となったのであった⁶²⁾。なお、帰宅前の本女は、1919年当時富田村字越馬場の河野方で年間給金米2俵で農業見習をし、1920年6月8日の時点では4月2日に結婚し柳井迫第二練習農場で殖民となっていた福44-佐宅で、農業見習をしていたことが確認できた⁶²⁾。

このような経過から、本女は14年6ヶ月間在院し、19歳8ヶ月で退院したことになり、①は本女の幼児期後半から青年期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、②は長兄と母親の存在が確認できたことから、この2人の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したことも理解できる。そして、③は、長兄の許に帰宅したため、ほぼ一人前の仕事ができる働き手として、長兄との生活の自活に寄与したことが予測できる。ただし、母親の生活自活には寄与しなかったことになる。

9月30日には、農場学校の第4回卒業生11人および途中退学の6人が退院となり、この中に東北児が前者に5人、後者に2人の計7人含まれていた⁶³⁾。ただし、後者の2人のうち福248-辺は、1919年11月20日に退院したと判断し前述したため、後者は6人が対象となる。まず前者の5人は、10月2日、午前10時から会堂で同校の卒業証書授与式が開催され、午後2時からは運動会、同8時からは卒業生のための晩餐と懇談も実施されたが⁶³⁾、この卒業式直前に退院となったことが分る。また、3日には午後7時より、京都館で石井院母より晩餐の饗応があったが⁶³⁾、この5人の農業学校卒業生の退院前後の動向をみていくと、福220-堤は福島県相馬郡松ヶ江村より4回目の送院児として4歳1ヶ月で入院した院児で、1918年2月2日に農場学校に入学し、1919年1月30日の石井院長記念会の洗礼式では溝手牧師より受洗していた⁶³⁾。また、同年8月14日には、本籍地の松ヶ江村役場に戸籍謄本を請求し、25日に送付されて来た⁶³⁾。そして、本年(1920年)10月2日農場学校の卒業式があり、5日には松ヶ江村に向け出発し帰郷したのであった⁶³⁾。このような動向から、本児は、14年5ヶ月間在院し、18歳6ヶ月で退院したことになり、①は本児の幼児期後半から青年期の成長を全面的に支える役割が理解できる。②については、入院当時は棄児であったが、1919年8月25日に送付された戸籍謄本

から親族等の存在が判明したのか、前述のように親族が存在したとすれば帰郷したことが確認できるため、その親族等の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しにも貢献したと推定しておく。また、③も本児が18歳6ヶ月で帰郷したため、ほぼ一人前の収入が得られる働き手として親族等の生活の自活に寄与する可能性を推測しておく。

2人目の福247-木は、福島県西白河郡白河町より6回目の送院児として7歳で入院し、1918年2月2日に農場学校に入学し、1919年4月27日には下穂北寺崎小学校で徴兵検査を受け丙種という結果であった⁶⁴。1920年1月30日の石井院長記念会では、溝手牧師より洗礼を受け、10月2日に農場学校を卒業したが、11日からは富田村字江梅瀬の日高方に奉公に出た⁶⁴。このため、14年4ヶ月間在院し、21歳4ヶ月で退院したことになる、①は本児の学齢期前半から成人期までの成長を全面的に支えたことが理解できる。本児の家族については、1915年2月22日に姉夫婦より退院願が届いていたことから姉の存在が確認できたが⁶⁴、帰宅しなかったため、②は姉の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解できる。また、③は帰宅せず奉公に出たため、寄与せずとしておく。なお、本児は、退院後富田村へ農業見習いの奉公に行ったことが分かる。

3人目の福250-佐は、福島県信夫郡福島町より6回目の送院児として5歳11ヶ月で入院し、1918年2月2日に農場学校に入学した⁶⁵。『入院原簿』によると福島県福島市（福島町）に寄留中に孤児として収容されたため、本籍が不明だったようで、入院後岡山市で就籍していた⁶⁵。このため、本年の徴兵検査も岡山市役所と連絡を取りながら寄留地で徴兵検査を実施することになった⁶⁵。徴兵検査は4月22日下穂北村寺崎小学校で開催され、本児は第1乙種輜重輪卒37番であった⁶⁵。そして、10月2日に農場学校の卒業式があり、その後、本児は檜野第一練習農場で働いており、11月5日には補充兵としての入営は必要ないとの通知が岡山市役所より届いていた⁶⁵。このように、本児は14年4ヶ月間在院し20歳3ヶ月で退院したことになる、①は本児の幼児期後半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、孤児で家族がいないため②と③は該当せずとなる。なお、退院後は檜野第一練習農場で働いていたことを付け加えておく。

4人目の宮181-林は、宮城県黒川郡宮床村より2回目の送院児として5歳3ヶ月で入院し、1918年2月2日に農場学校に入学した⁶⁶。本児も1920年が徴兵検査の年であり、現役志願者として宮床村農場とのやり取りをし、4月22日の寺崎小学校での徴兵検査では第二乙種であった⁶⁶。そして、10月2日農場学校の卒業式があり、11日に富田村字横江の清田方に農業見習い奉公に行った⁶⁶。22日には、茶臼原孤児院から本人へ、徴兵検査の一環で木下医院でのトラホーム検診を受けるよう注意していたが、11月11日本人を含む農場学校卒業生3人は、「苦学ノ目的」で東京や横浜に上京した⁶⁶。このような経過のなかで、9月30日で退院となったため、在院期間は14年5ヶ月で19歳8ヶ月での退院となり、①は本児の幼児期後半から青年期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、本児の場合は、1919年5月22日に妹（宮179-林）が叔父の許に帰宅し、この時点で兄も確認できたため⁶⁶、②は兄と叔父の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しにも貢献したことが理解できる。ただし、本児は現時点で帰宅しておらず、③は寄与せずとなる。また、退院後本児は、「苦学ノ目的」で東京か横浜に上京したことが分かる。

5人目の岩7-小は、岩手県西磐井郡一ノ関町より1回目の送院児として5歳5ヶ月で入院し、1918年2月2日に農場学校に入学した⁶⁷。本児も1920年が徴兵検査の年であったため本籍地の一ノ関町役

場とのやり取りがあり、4月22日の徴兵検査では甲種輜重輸卒54番となった⁶⁷⁾。そして、9月25日には、一ノ関町役場から徴集免除第二国民兵への編入の通知があり、10月2日に農場学校を卒業式したため、9月30日で退院となった⁶⁷⁾。退院後の動向は確認できないが、在院期間は14年6ヶ月で19歳11ヶ月での退院となり、①は本児の幼児期後半から青年期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。ただし、家族の状況を裏付ける資料が手元にないため、②は保留となり、③は現時点では帰宅していないため、寄与せずとなる。なお、手元の資料では退院後の動向を確認できない。

次に、農場学校を途中で退学した宮85-佐は、宮城県本吉郡横山村より1回目の送院児として5歳10ヶ月で入院し、1918年2月2日に農場学校に入学した⁶⁸⁾。本児も1920年が徴兵検査の年であったため、横山村役場とのやり取りがあり、4月22日の徴兵検査では第二乙歩兵33番であった⁶⁸⁾。5月1日には、本児の依頼で横山村役場へ戸籍謄本を請求し、19日に届いていたが⁶⁸⁾、この戸籍謄本の請求は、本児の故郷の家族状況を知るためとみられる。10月2日に「苦学ノ目的ニテ上京」したことにより9月30日で退院としたのであった⁶⁸⁾。いつ上京したかは確認できないが、10月20日茶臼原孤児院から本人宛の通知によると、本人は宮城県本吉郡横山村の須藤方に在住していたことが分る⁶⁸⁾。そして、これが親族等の許への帰宅と理解しておく。また、先の通知の内容は、徴兵検査後に補充兵の指示があるので、自分の寄留（現住所）届を所在地の役場に提出しておくようにとの注意であった⁶⁸⁾。すると11月16日に横山村在住の本児より、5日に補充兵証書が届いたとの連絡があった⁶⁸⁾。

このような経過から、9月30日に退院となり、本児は14年6ヶ月間在院し20歳4か月での退院したため、①は本児の幼児期後半から成人期までの成長を全面的に支える役割が理解できる。また、1918年1月9日に伯母の知人より本児の近況を問い合わせる手紙が送付されていたため⁶⁸⁾、②は伯母の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したことが理解できる。また、③20歳4ヶ月という一人前の収入を得られる働き手として帰郷したため、伯母等の生活の自活に寄与する可能性も推測できる。

以上が、農場学校の第4回目の卒業生他6人の退院児であった。

次は、1920年12月12日に結婚して退院となった宮358-矢であるが、本女は宮城県栗原郡若柳町より6回目の送院児として6歳8ヶ月で入院し、1911年当時は岡山本部の柳沢組（家）に所属し、1912年3月27日に茶臼原孤児院へ移転して来た⁶⁹⁾。1918年から、他の年長女兒3人と高鍋製糸会社で働いていたが、1920年12月12日に下川セイ子主婦と綾部順子主婦が出席し、高鍋町の豊職人と結婚式を挙げ退院となったのであった⁶⁹⁾。このため、本女は14年7ヶ月間在院し、21歳3ヶ月で退院となり、①は本女の学齢期前半から成人期までの成長と結婚というライフステージまでを全面的に支える役割が理解できる。また、②は1911年11月18日付で岡山本部より父親宛に退院希望調査を送付したが、父親が所在不明であったことから、非貢献とし、③は本女が結婚したため寄与せずとなる。なお、12月25日には、本女が依頼した戸籍謄本が若柳町より届いていた⁶⁹⁾。

12月20日には、福島県安積郡小原田村より3回目の送院児として8歳11ヶ月で入院した福168-小が結婚し、樫野第一練習農場で独立したため退院となる⁷⁰⁾。1917年4月27日に徴兵検査があり、5月11日に甲種輜重輸卒第37番となった⁷⁰⁾。7月20日には、農業見習先の木城村字川原の永友方より、津江市作教師方に帰って来たので、近々上江村字老瀬の山口方に変更する予定であった⁷⁰⁾。また、10月1日には、本籍地の小原田村役場より補充兵証書が届き、本人が受領印を押して返送していた⁷⁰⁾。そし

て、3年後の1920年1月18日に本籍地の小原田村へ戸籍謄本の送付を依頼し、2月20日に茶臼原孤児院に届いたことが確認できた⁷⁰。また、3月26日には、木城村役場からの通知で、本見他6人が在郷軍人会に参加していたことから、この時すでに檜野第一練習農場で働いていたことが推定できた⁷⁰。そして、12月20日柳沢家（組）より興農部に移っていた年長女兒の岡-松と結婚し、殖民として同第一練習農場で独立したのであった⁷⁰。20日の結婚式は、松本圭一校長の司会、小野田鉄彌教師の司会で、午後7時から京都館で実施され、柳井迫第二練習農場の2組の殖民夫婦が仲人となり、福168-小夫婦ともう1組の出身者夫婦が結婚し、2組とも檜野第一練習農場で独立したのであった⁷⁰。

このため、本見は14年7ヶ月間在院して23歳8ヶ月で退院したこととなり、①は学齢期前半から成人期までの成長と結婚し殖民として独立するまでのライフステージを全面的に支える役割が理解できる。また、1918年3月2日に実兄より引取願があったが、帰宅しなかったため、②は実兄の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しは貢献不十分と理解できる。ただし、③は帰宅せず殖民として独立したため、寄与せずとなる。

2) 退院児のその後の動向

1919年に退院した東北児の退院後の動向については、1920年を含めすでに述べて来たので、ここでは、そこで触れなかった宮406-伊の動向のみ記してみる。本人は檜野第一練習農場で殖民として独立していたため、茶臼原孤児院との交流が深く、同院が兵役等の諸手続の窓口になっていた。このため、近年殖民として独立した東北児等の、茶臼原孤児院との関係やその役割を知る代表的な事例にもなる。宮406-伊に関する本年（1920年）の動向は、1月16日茶臼原孤児院が、本人他4人の寄留地点呼参会願を本籍地の中新田町役場他に送り、22日には本人他9人の寄留地届も同役場他に送付していたことが確認できる⁵⁰。1月30日には石井十次記念会が開催され、午後7時からの農業見習生と出身者の懇談会では、本人他の出身者による米搗歌の後、大庭猛理事から「見習生ヲ全然引上グル理由」についての話があり、同記念会で講演した留岡幸助よりは「農業ノ尊ク最モ有益幸福ノ職業ナルコト」をユーモラスな口調で話す講話があった⁵⁰。その後農場学校生徒等から感想や希望が述べられ、最後に岡山孤児院の出身者の同窓会の新役員が選出され、大庭猛理事が会長に、幹事には、本人他3人が選ばれ午後12時に散会していた⁵⁰。

2月1日には、中新田町役場より1月22日付で送付した寄留届の件で回答があり、寄留先に変更がなければ毎回の届出は必要ないとの返事が届いた⁵⁰。また、2月16日には、中新田町役場に寄留地勤労演習願2通と寄留届を送付したところ、3月13日同町役場より寄留地点呼許可証と寄留地勤労演習許可証が送付されたため、16日木城村役場に提出した⁵⁰。

この間の2月20日には、本人の依頼により、中新田町の佐藤儀助方在住の姉に、姉の分家届2通と出生届に同意押印した書類を、返送したため、その後の姉との交流が確認できた⁵⁰。このため、②はこれまで結果的に本見が帰院したため非貢献としていたが、姉だけに限って考えれば、東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに一定程度貢献（貢献不十分）したと理解できることを追記しておく。

そして、3月25日には、午後8時よりペテー博士追悼記念会が開催され、小野田鉄彌教師、炭谷小梅の追懐談があり、職員、殖民地他200余人が参集したが^{s50}、本人も出席したとみる。26日には、昨

日本城村役場より在郷軍人会を木城小学校で開催するとの通知があり、樫野第一練習農場の本人他6人が参加した⁵⁰⁾。

4月8日には、木城村役場より本人の寄留地勤労演習許可証の写し2通の送付依頼があり、8月2日には、同村役場より本人他3人の寄留地簡閲点呼令状が届き、20日午前8時から木城小学校で開催することが通知されたので、18日と20日に本人他6人が同小学校に出頭し、同点呼に参加した⁵⁰⁾。

また、8月13日には、上穂北村役場より一昨年のシベリア出兵時に本人が出征したことに対する「行賞」の件で仙台山砲第一連隊より照会があり、本人の住所と所在を回答した⁵⁰⁾。さらに、9月1日には、木城村役場より通知があり、仙台連隊から勲八等と一時賜金110円を授与するので金曜か土曜の午前中に軍服を着用して出頭するよう連絡があった⁵⁰⁾。そこで2日に本人が出頭したところ、勲章等が届いていないため23日に他の行賞者と一緒を実施することになり、23日本城村役場に本人が出頭し勲八等瑞宝章と110円を受け取った⁵⁰⁾。また、翌24日には男子が誕生し、祝事が続いた⁵⁰⁾。11月27日には、翌1921(大正10)年度の寄留地勤労演習願と寄留届を本籍地の役場に送付していたが⁵⁰⁾、このように宮406-伊の場合は、樫野第一練習農場の殖民であったため、退院後も、徴兵関係の手続や戸籍関係の件で、茶臼原孤児院が村役場のような役割を担って支援していたことが理解できた。

おわりに

本稿では、1919年に岡山孤児院を退院した東北児42人と翌1920年に退院した17人の計59人への養護実践の歴史的役割の一端を解明するため、彼らの退院前後の具体的内容に焦点化し、その内容を分析し、①個々の東北児が同院の養護実践によって支えられ成長した時期を確定した。さらに、②彼らの同院への収容が、残った家庭等の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態からの救済とその後の生活の立て直しに貢献したかの有無を検討し、③成長して彼らが帰宅した場合は、帰宅後の家族等への寄与も予測した。その結果計59人の東北児の①、②、③の概要をまとめると表2のようになる。

このように、2年間の退院児が計59人に急増したのは、1919年から退院基準が変更されたためであった。つまり、これまでは、親や親族等の引取人に引取られて帰郷した場合を退院とし、さらに、茶臼原で殖民として独立または見習奉公先で自立した時及び結婚した女子を、その時々判断で退院としていたが、今回その退院基準が統一され、院児の帰郷(宅)時点の退院他に加えて、新たに男子は農場学校卒業時と徴兵検査終了時に、女子は結婚時を退院と規定したためであった。この背景には、事実上1人で独立した生活ができるような年齢に達した20歳以上の院児が増加し、一定の基準を決めて明確化することで、茶臼原孤児院の養護実践の対象を限定し、財政的負担を少しでも軽くし、かつ、20歳以上の院児自身の自立を促す必要性が存在したためと理解する。このため、1919年と1920年に退院した東北児から先の基準が適応され、これまでの傾向と相違した退院内容が確認でき、その点を含めながら、この時期に退院した彼らに対する岡山孤児院の養護実践の歴史的役割の概況とその特徴をまとめると次のようになる。

この時期に退院した東北児は、在院期間が12年9ヶ月から14年8ヶ月に達し、岡山孤児院において長期的、継続的な養護実践を受けたため、①個々の東北児の成長を全面的に支えた期間がさらに長期化し、その成長時期別の人数をまとめると表3のようになった。1919年は学齢期前半から成人

1919（大正8）年と1920（同9）年の退院した東北児の在院期間中の養護実践の役割 <表2>

氏名	性別	生年月日	原籍地	年齢	入院年月日	退院年月日	在院期間	①成長の時期	退院年齢	退院事由	②困窮	③今後の自活
1919（大正8）年												
宮86-板	女	明治31年2月16日	加美郡中新田町	8歳1ヶ月	明治39年3月26日	大正8年1月28日	12年10ヶ月	学齢期前半-成人期	20歳11ヶ月	結婚	保留	寄与せず
宮71-鈴	女	明治32年11月11日	名取郡岩沼町	6歳4ヶ月	明治39年3月26日	大正8年2月5日	12年11ヶ月	学齢期前半-青年期	19歳3ヶ月	結婚（殖民と）	非貢献	寄与せず
宮49-鈴	女	明治33年6月13日	名取郡岩沼町	5歳9ヶ月	明治39年3月26日	大正8年2月5日	12年11ヶ月	幼児期後半-青年期	18歳8ヶ月	結婚（殖民と）	貢献不十分	寄与せず
岩54-岩	女	明治32年6月18日	上閉伊郡遠野町	6歳11ヶ月	明治39年5月17日	大正8年2月28日	12年9ヶ月	学齢期前半-青年期	19歳8ヶ月	結婚（殖民と）	貢献不十分	寄与せず
福79-永	男	明治32年11月7日	安達郡戸沢村	6歳4ヶ月	明治39年3月26日	大正8年5月5日	13年2ヶ月	学齢期前半-青年期	19歳6ヶ月	徴兵検査後上京	貢献	寄与せず
宮253-中	男	明治33年12月28日	宮城郡岩切村	5歳4ヶ月	明治39年4月26日	大正8年5月31日	13年1ヶ月	幼児期後半-青年期	18歳5ヶ月	神奈川県神奈川の兄の許へ	貢献	ほぼ1人前の収入
福194-立	男	明治32年2月18日	相馬郡中村町	7歳2ヶ月	明治39年4月15日	大正8年7月25日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	20歳5ヶ月	農場学校第2回卒業	貢献	1人前の収入
宮396-赤	男	明治32年10月10日	加美郡中新田町	6歳7ヶ月	明治39年5月17日	大正8年7月31日	13年2ヶ月	学齢期前半-青年期	19歳9ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
福169-遠	男	明治32年3月9日	岩瀬郡白江村	7歳1ヶ月	明治39年4月11日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	20歳4ヶ月	見習中徴兵検査終了	非該当	非該当
宮170-相	男	明治31年11月26日	登米郡登米町	7歳5ヶ月	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	20歳8ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
宮242-佐	男	明治31年8月10日	伊具郡耕野村	7歳8ヶ月	明治39年4月5日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	20歳11ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
宮428-小	男	明治31年5月24日	志田郡古川町	8歳	明治39年5月17日	大正8年7月31日	13年2ヶ月	学齢期前半-成人期	21歳2ヶ月	見習中徴兵検査終了	貢献不十分	寄与せず
福195-武	男	明治31年3月1日	相馬郡中村町	8歳1ヶ月	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	21歳4ヶ月	見習中徴兵検査終了	貢献不十分	寄与せず
福197-切	男	明治31年2月8日	相馬郡高平村	8歳2ヶ月	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	21歳5ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
宮386-黒	男	明治31年1月23日	黒川郡富谷村	8歳4ヶ月	明治39年5月17日	大正8年7月31日	13年2ヶ月	学齢期前半-成人期	21歳6ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
福36-阿	男	明治31年4月	信夫郡福島町	7歳11ヶ月	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半-成人期	21歳3ヶ月	見習中徴兵検査終了	非該当	非該当
福46-横	男	明治30年11月10日	信夫郡福島町	8歳4ヶ月	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半-成人期	21歳8ヶ月	見習中徴兵検査終了	非貢献	寄与せず
宮39-村	男	明治30年10月18日	名取郡岩沼町	8歳5ヶ月	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半-成人期	21歳9ヶ月	見習中徴兵検査終了	貢献不十分	寄与せず
福53-安	男	明治30年5月4日	信夫郡吉井田村	8歳10ヶ月	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半-成人期	22歳2ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
福207-田	男	明治30年4月13日	相馬郡石神村	9歳	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	22歳3ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
宮293-佐	男	明治30年3月3日	加美郡色麻村	9歳1ヶ月	明治39年4月26日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	22歳4ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
福58-丹	男	明治29年9月25日	信夫郡松川村	9歳6ヶ月	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半-成人期	22歳10ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
宮292-佐	男	明治29年5月7日	加美郡色麻村	9歳11ヶ月	明治39年4月26日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半-成人期	23歳2ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
福216-斉	男	明治28年11月20日	相馬郡高平村	10歳6ヶ月	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期後半-成人期	23歳9ヶ月	見習中徴兵検査終了	貢献不十分	寄与せず
福302-関	男	明治28年4月22日	耶麻郡堂島村	11歳1ヶ月	明治39年5月17日	大正8年7月31日	13年2ヶ月	学齢期後半-成人期	24歳3ヶ月	見習中徴兵検査終了	貢献不十分	寄与せず
宮34-大	男	明治28年4月20日	名取郡岩沼町	10歳11ヶ月	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	学齢期後半-成人期	24歳3ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
宮261-小	男	明治28年4月18日	栗原郡有賀村	11歳	明治39年4月26日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	学齢期後半-成人期	24歳3ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
宮46-長	男	明治26年8月25日	名取郡岩沼町	12歳7ヶ月	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	学齢期後半-成人期	25歳11ヶ月	見習中徴兵検査終了	保留	寄与せず
岩3-佐	男	明治32年4月1日	西磐井郡巖美村	6歳11ヶ月	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半-成人期	20歳3ヶ月	農場学校第2回卒業	保留	寄与せず

福300-藤	男	明治31年 8月19日	耶麻郡喜 多方町	7歳9ヶ月	明治39年 5月17日	大正8年 7月31日	13年2ヶ月	学齢期前半- 成人期	20歳11ヶ月	農場学校第 2回卒業	貢献不十分	寄与せず
福44-佐	男	明治31年 5月30日	信夫郡福 島町	7歳10ヶ月	明治39年 3月26日	大正8年 7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳2ヶ月	農場学校第 2回卒業	貢献不十分	寄与せず
福108-杉	男	明治31年 5月1日	安達郡本 宮町	7歳10ヶ月	明治39年 3月26日	大正8年 7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳2ヶ月	農場学校第 2回卒業	保留	寄与せず
福243-池	男	明治31年 2月10日	伊達郡梁 川町	8歳2ヶ月	明治39年 4月5日	大正8年 7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳5ヶ月	農場学校第 2回卒業	貢献不十分	寄与せず
福198-河	男	明治31年 1月11日	相馬郡飯 豊村	8歳3ヶ月	明治39年 4月15日	大正8年 7月31日	13年3ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳6ヶ月	農場学校第 2回卒業	貢献不十分	寄与せず
宮106-鳥	男	明治31年 6月18日	刈田郡白 石町	7歳9ヶ月	明治39年 3月26日	大正8年 7月31日	13年4ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳1ヶ月	農場学校第 2回卒業	貢献不十分	寄与せず
宮282-三	女	明治31年 2月3日	登米郡豊 里村	8歳2ヶ月	明治39年 4月26日	大正8年 8月23日	13年4ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳6ヶ月	親族の許へ 帰郷	貢献	1人前の 仕事
福80-加	男	明治32年 3月9日	安達郡小 浜町	7歳	明治39年 3月26日	大正8年 9月30日	13年6ヶ月	学齢期前半- 成人期	20歳6ヶ月	農場学校第 3回卒業	貢献	寄与でき ず
宮321-岩	男	明治32年 2月28日	名取郡岩 沼町	7歳3ヶ月	明治39年 5月17日	大正8年 9月30日	13年4ヶ月	学齢期前半- 成人期	20歳7ヶ月	農場学校第 3回卒業	貢献	寄与せず
宮360-三	男	明治31年 2月7日	栗原郡志 婆姫村	8歳3ヶ月	明治39年 5月17日	大正8年 9月30日	13年4ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳7ヶ月	農場学校第 3回卒業	保留	寄与せず
福177-大	女	明治33年 8月10日	相馬郡原 町	5歳8ヶ月	明治39年 4月15日	大正8年 11月20日	13年7ヶ月	幼児期後半- 青年期	19歳3ヶ月	母の許へ帰 郷	貢献	寄与でき ず
福21-天	男	明治31年 7月30日	相馬郡中 村町	7歳8ヶ月	明治39年 3月26日	大正8年 11月20日	13年8ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳4ヶ月	農場学校卒 業後帰郷	貢献	寄与
福248-辺	男	明治32年 10月17日	西白河郡 大沼村	6歳7ヶ月	明治39年 5月17日	大正8年 11月20日	13年6ヶ月	学齢期前半- 成人期	20歳1ヶ月	農場学校在 学後入隊	貢献	寄与せず
1920 (大正9) 年												
福124-玉	女	明治30年 6月25日	信夫郡水 保村	8歳10ヶ月	明治39年 4月11日	大正9年 2月3日	13年10ヶ月	学齢期前半- 成人期	22歳8ヶ月	結婚(殖民 と)	貢献不十分	寄与せず
福279-黒	男	明治31年 6月10日	安積郡郡 山町	7歳11ヶ月	明治39年 5月17日	大正9年 3月4日	13年10ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳9ヶ月	兄の許へ (東京浅草)	貢献	寄与せず
福280-黒	女	明治33年 9月12日	安積郡郡 山町	5歳8ヶ月	明治39年 5月17日	大正9年 3月4日	13年10ヶ月	幼児期後半- 青年期	19歳6ヶ月	兄の許へ (東京浅草)	貢献	ほぼ1人 前の仕事
宮296-嶋	女	明治34年 4月25日	刈田郡白 石町	5歳	明治39年 4月26日	大正9年 3月20日	13年11ヶ月	幼児期後半- 青年期	18歳11ヶ月	結婚(殖民 と)	保留	寄与せず
宮18-高	女	明治29年 11月10日	伊具郡角 田町	9歳4ヶ月	明治39年 3月26日	大正9年 4月12日	14年1ヶ月	学齢期前半- 成人期	23歳5ヶ月	結婚(殖民 と)	非該当	非該当
宮75-武	女	明治31年 4月12日	名取郡岩 沼町	7歳11ヶ月	明治39年 3月26日	大正9年 4月	14年1ヶ月	学齢期前半- 成人期	22歳	結婚(南那 珂郡本城村)	保留	寄与せず
福173-川	男	明治33年 1月14日	耶麻郡堂 島村	6歳3ヶ月	明治39年 4月11日	大正9年 4月22日	14年	学齢期前半- 成人期	20歳3ヶ月	見習中徴兵 検査終了	保留	寄与せず
福303-三	男	明治33年 1月1日	耶麻郡喜 多方町	6歳4ヶ月	明治39年 5月17日	大正9年 4月22日	13年11ヶ月	学齢期前半- 成人期	20歳3ヶ月	見習中徴兵 検査終了	非該当	非該当
宮40-村	女	明治34年 1月3日	名取郡岩 沼町	5歳2ヶ月	明治39年 3月26日	大正9年 9月13日	14年6ヶ月	幼児期後半- 青年期	19歳8ヶ月	長兄の許へ	貢献	ほぼ1人 前の仕事
福220-堤	男	明治35年 3月10日	相馬郡 松ヶ江村	4歳1ヶ月	明治39年 4月15日	大正9年 9月30日	14年5ヶ月	幼児期後半- 青年期	18歳6ヶ月	農場学校第 4回卒業	貢献	ほぼ1人 前の収入
福247-木	男	明治32年 5月4日	西白河郡 白河町	7歳	明治39年 5月17日	大正9年 9月30日	14年4ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳4ヶ月	農場学校第 4回卒業	貢献不十分	寄与せず
福250-佐	男	明治33年 6月10日	信夫郡福 島町	5歳11ヶ月	明治39年 5月17日	大正9年 9月30日	14年4ヶ月	幼児期後半- 成人期	20歳3ヶ月	農場学校第 4回卒業	非該当	非該当
宮181-林	男	明治34年 1月1日	黒川郡宮 床町	5歳3ヶ月	明治39年 4月5日	大正9年 9月30日	14年5ヶ月	幼児期後半- 青年期	19歳8ヶ月	農場学校第 4回卒業	貢献	寄与せず
岩7-小	男	明治33年 10月10日	西磐井郡 一ヶ関町	5歳5ヶ月	明治39年 3月26日	大正9年 9月30日	14年6ヶ月	幼児期後半- 青年期	19歳11ヶ月	農場学校第 4回卒業	保留	寄与せず
宮85-佐	男	明治33年 5月2日	本吉郡横 山村	5歳10ヶ月	明治39年 3月26日	大正9年 9月30日	14年6ヶ月	幼児期後半- 成人期	20歳4ヶ月	苦学目的で 上京	貢献	1人前の 収入
宮358-矢	女	明治32年 9月21日	栗原郡若 柳町	6歳8ヶ月	明治39年 5月17日	大正9年 12月12日	14年7ヶ月	学齢期前半- 成人期	21歳3ヶ月	結婚(宮崎 県高鍋町へ)	非貢献	寄与せず
福168-小	男	明治30年 5月10日	安積郡小 田原村	8歳11ヶ月	明治39年 4月11日	大正9年 12月20日	14年8ヶ月	学齢期前半- 成人期	23歳7ヶ月	殖民として 独立	貢献不十分	寄与せず

「成長した時期」の年別人数

<表3>

成長した時期	1919年 (%)	1920年 (%)	合計 (%)
幼児期後半－青年期	3人 (7.14)	6人 (35.29)	9人 (13.56)
幼児期後半－成人期	－	2人 (11.76)	2人 (3.39)
学齢期前半－青年期	4人 (9.52)	－	4人 (6.78)
学齢期前半－成人期	30人 (71.43)	9人 (52.94)	39人 (66.10)
学齢期後半－成人期	5人 (11.90)	－	5人 (8.47)
計	42人	17人	59人

期までの成長を全面的に支えられた者が30人と全体の71.43%を占め最も多かった。次が、学齢期後半から成人期までの5人（11.9%）で、学齢期前半から青年期までが4人（9.52）、幼児期後半から青年期までが3人（7.14）という順になっていた。また、1920年も、学齢期前半から成人期までが9人（52.94）と最も多く、次が幼児期後半から青年期までの6人（35.29）、幼児期後半から成人期までの2人（11.76）であったこのため、全体的には、幼児期後半から成人期までの生活と人格形成を含めた成長を全面的に支えていたことが理解できた。これが1919年と1920年に退院した個々の東北児に果たした岡山孤児院の養護実践の歴史的役割の「大枠」であり、東北三県凶作という災害により発生した東北児への長期的、継続的な救済（支援）としての慈善事業（社会福祉）の固有性の概況ということになる。

さらに、退院時の年齢が20歳から25歳に達する東北児が、1919年は35人と全体の83.3%を占め、1920年も11人と64.71%に達し、彼ら自身のライフステージの段階で見ると、一人前の大人になる時期まで支援した歴史的役割が確認できたことになる。また、退院前後の経過や退院理由から、成人期前後の東北児への養護実践の特徴も確認できた。その最大の特徴は、農業見習中の徴兵検査終了者と農場学校卒業生を退院児と定めたため、彼らの多くが退院後も継続的に茶臼原孤児院から一定の支援を受けていたことである。つまり、1919年は前者が21人（50.00）で後者が11人（26.19）の計32人（76.19）程が、1920年は前者（2人）と後（5人）を合わせると7人（41.18）程が、退院後も一定の支援を継続的に受けていた。その具体例は本論の個別事例の中で述べたが、その内容を要約すると、徴兵検査後の寄留地での簡閲点呼参会等の兵役関係の書類を、本籍地の町村役場などとやり取りする仕事を同院が担当し、退院後の東北児との仲介役となっていた事が上げられる。また、退院後も各年の『見習生（先）名簿』に複数の退院児の氏名が記載され、農業見習先の所在地や移動の状況も確認できたことから、同院が退院後も在院児と同様に支援を継続していたことが理解できた。さらに、福168-小を加えた檜野第一練習農場や柳井迫第二練習農場で殖民として独立する者へは、各練習農場で独立するために必要な農地他の提供による生活基盤の確保から始まり、兵役関係の支援に加え、結婚、出産、家督相続に関する戸籍上の手続きについての本籍地の役場との複雑なやり取りを支援していた。このため、先の殖民への支援は、茶臼原孤児院が彼らにとって村役場としての機能を果たし、同院と殖民による茶臼原農村づくりが具体化していくことも理解できた。

そして、この他に、結婚による退院が1919年は4人（9.52）、1920年は5人（29.41）の計9人（15.25）と、1918年以前に比べ多かったが、これも東北児の中の女児が20歳前後に達していたためであり、彼女たちの結婚までのライフステージを支援したことが確認できた。また、その結婚相手は、先の殖民

として独立する者と結婚した者が6人も含まれ、これらがもう1つの特徴である。つまり、先の茶臼原農村づくりは、殖民が結婚して家庭を持ち、子どもを産んで家族をつくり、その子どもが成長し孫の代まで継続するという、石井院長が目指した「三代目教育」⁷¹⁾の具現化の第一歩に結び付いたところにも注目する必要がある。さらに、1918年までの退院理由の中心であった、親兄弟や親族の許への帰郷(宅)者や上京等しての独立者は、1919年が6人(14.29)、1920年が5人(29.41)の計11人(18.64)と少なくなっていたため、この2年間で退院の理由が大きく変化したことも確認できた。そして、退院先の家族等の生活状況などの調査を、帰宅先の警察署や役場へ依頼し、帰宅後の彼らの生活の安全を確認する退院手続きもほとんど実施しなかったが、これも20歳以上の退院児が多かったため理解する。

次に、②東北児の収容が、残った家族等の東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態を救い、その後の生活の立て直しに貢献したかをまとめると表4のようになり、1919年は「貢献」が9人(21.43)、「貢献不十分」が12人(28.57)で、この2つで半数以上に達した。また、「非貢献」が2人(4.76)で、「保留」の17人(40.05)と最も多かった。この他に、「非該当」が2人(4.76)いたが、これは最初の分析視点には明記していない項目だが、この内容は棄児等で家族も親族も収容時点で存在しないことが確認できた東北児のことである⁷⁰⁾。このため、半数の家族等が、東北三県凶作での岡山孤児院の収容活動と、その後13年間前後から14年間におよぶ東北児への長期的、継続的な支援によって、残った家族等の生活の救済と立て直しに一定程度貢献していたことが理解できた。このように、岡山孤児院の東北児への長期的、継続的な養護実践は、東北児自身だけでなく、それと同時並行して、残った彼らの家族等への長期的、継続的な救済(支援)に貢献したという歴史的役割も理解でき、それ故、このような同院の家族等への救済(支援)も、災害救済史研究における慈善事業(社会福祉)のもう一つの固有性になることが理解できた。

「貢献」の年別人数

<表4>

	1919年 (%)	1920年 (%)	合計 (%)
貢献	9人 (21.43)	6人 (35.29)	15人 (25.42)
貢献不十分	12人 (28.57)	3人 (17.65)	15人 (25.42)
非貢献	2人 (4.76)	1人 (5.88)	3人 (5.08)
保留	17人 (40.05)	4人 (23.53)	21人 (35.59)
非該当	2人 (4.76)	3人 (17.65)	5人 (8.47)
計	42人	17人	59人

また、「保留」が17人(40.05)と最も多かったことは、親や兄弟等の家族などが判明しない東北児がさらに多くなり、収容前から家族等がない「非該当」に含まれる者が存在した可能性が高いことを付け加えておく。さらに、1920年になると、「貢献」が6人(35.29)、「貢献不十分」が3人(17.65)となり、両者を合わせると半数に達した。また、「非貢献」が1人(5.88)で、「保留」が4人(23.53)と2番目に多かった。「非該当」は3人(17.65)と、割合的には前年より多かったが、全体的な傾向と特徴は1919年と同様であったことが分かる。

最後に、③東北児の帰宅による、家族等の生活自活への寄与についての予測であるが、これをまと

「帰宅後に寄与」等の年別に人数

<表5>

帰宅後の寄与	1919年 (%)	1920年 (%)	合計 (%)
青年期女⇒ほぼ1人前仕事	－	2人 (11.76)	2人 (3.39)
青年期男⇒ほぼ1人前収入	1人 (2.38)	1人 (5.88)	2人 (3.39)
成人期女⇒1人前仕事	1人 (2.38)	－	1人 (1.69)
成人期男⇒1人前収入	2人 (4.76)	1人 (5.88)	3人 (5.08)
寄与できず	2人 (4.76)	－	2人 (3.39)
寄与せず	34人 (80.95)	10人 (58.82)	44人 (74.58)
非該当	2人 (4.76)	3人 (17.65)	5人 (8.47)
計	42人	17人	59人

めると表5のようになり、1919年で最も多かったのが「寄与せず」の34人（80.95）で、全体の8割以上の東北児が、帰郷（宅）しなかったことである。これは、退院基準が変更され、農業見習中の徴兵検査終了者と農場学校卒業生を退院児としたため、彼らがいまだ茶臼原孤児院の支援を受け、近隣の農家で農業見習奉公をしていた者がいたからであった。これに加えて在院期間が13年間前後から14年間と長期間になり、家族等の存在が確認できない者が残留し、同時に本人が成人に達し、農場学校を卒業して殖民として独立する者や結婚する者が年々多くなってきたからであった。一方、「寄与」した者は4人（9.52）で、青年期や成人期になって帰宅したため、一人前の収入やほぼ一人前の収入を得られる者が3人、一人前の仕事ができる者が1人という内訳になった。そして、1920年は、1919年と同様に「寄与せず」が10人（58.82）と6割弱を占める一方で、「寄与」した者は4人（23.53）で、やはり青年期や成人期になって帰宅したため、一人前の収入やほぼ一人前の収入を得られる者が2人、ほぼ一人前の仕事ができる者が2人という内訳となった。このため、「寄与」した者の2年間の合計は8人（13.56）となり、この8人は、帰宅後に家族等の生活自活に寄与すると予測でき、これが岡山孤児院の、東北児の家族等へのもう一つの支援としての歴史的役割になると理解でき、それ故災害救済史研究における慈善事業（社会福祉）の固有性に追加できると理解した。なお、1918年以前に退院した者が、近況報告や寄付金を送付する例も確認し、②の修正や③のその後に展開が理解できたことも付け加えておく。

〈註〉

1) 主な先行研究には次のようなものがある。

- (a) 拙筆「岡山孤児院の2つの災害での貧孤児収容とその歴史的役割の概要」『ライフデザイン学研究』第8号、2012年3月、85頁から117頁。ただし、同論文中の表一には誤記があり、本稿に係る内容は、本文中で修正した。
- (b) 拙筆「東北三県凶作で岡山孤児院に収容した長期在院児への養護実践などの歴史的役割—1911年から1914年までに退院した東北児を中心に—」『東北社会福祉史研究』第32号、2014年3月、1頁から33頁。
- (c) 拙筆「東北三県凶作で岡山孤児院に収容した長期在院児への養護実践の歴史的役割（2）—1915年から1917年までに退院した東北児を中心に—」『中国四国社会福祉史研究』第13号、2014年9月、3頁から36頁。なお、本論文の4頁右、35頁左の『大正六年日誌』は『大正六年度日誌』に訂正する。
- (d) 拙筆「東北三県凶作で岡山孤児院に収容した長期在院児への養護実践の歴史的役割（3）—1918（大正7）

- 年に退院した東北児を中心に一」『石井十次資料館研究紀要』第15号、2014年8月、75頁から113頁。なお、本論文の77頁、111頁の『大正六年日誌』は『大正六年度日誌』に、『大正七年日誌』は『大正七年度日誌』に訂正する。
- 2) 以下「はじめに」の67頁10行までは、1)の(d) 拙筆「東北三県凶作で岡山孤児院が収容した長期在院児への養護実践の歴史的役割(3)—1918(大正7)年に退院した東北児を中心に一」の75頁から77頁より引用、参照した。
 - 3) 以下68頁17行までは、1)の(d)の78頁、79頁を引用、参照した内容である。
 - 4) 以下69頁8行までの内容は、拙筆「大正期の岡山孤児院の運営体制と大庭理事時代(1)」(『東北社会福祉史研究』第20号、2002年6月)の48頁、49頁の要約である。
 - 5) (3) 茶臼原孤児院『大正八年度日誌』の7月4日。
 - 6) (3)の1月20日、1月22日、2月7日、4月10日、4月27日、5月4日、5月5日、6月10日、10月8日、10月18日、10月19日、10月22日。(6) 農場学校『卒業證書臺帳』。
 - 7) (3)の5月31日、6月9日。(6)。
 - 8) (3)の1月20日、2月7日、4月10日、4月27日、7月24日、7月25日、9月10日、10月23日、12月17日。(2) 茶臼原孤児院『大正七年度日誌』の4月1日。(6)。
 - 9) (3)の1月7日、8月23日、12月19日。(4) 茶臼原孤児院『大正九年度日誌』の1月20日、3月29日。1)の(c)「東北三県凶作で岡山孤児院に収容した長期在院児への養護実践などの歴史的役割(2)—1915年から1917年までに退院した東北児を中心に一」の28頁右(②は本論文で修正した)。
 - 10) (3)の9月5日、9月12日、9月29日、10月9日、10月10日、10月12日、10月15日、10月17日、10月28日、11月3日、11月7日、11月10日、11月20日、11月26日。(4)の5月1日、5月11日、5月21日、5月29日。1)の(b)「東北三県凶作で岡山孤児院に収容した長期在院児への養護実践などの歴史的役割—1911年から1914年までに退院した東北児を中心に一」の19頁右、20頁左。
 - 11) (3)の10月1日、11月20日(帰宅先は「郷里福島縣」と記されていたが、これまでの調査から栃木県鹿沼町とした)。(6)。1)の(c)の10頁右。1)の(d)「東北三県凶作で岡山孤児院に収容した長期在院児への養護実践などの歴史的役割(3)—1918(大正7)年に退院した東北児を中心に一」の102頁。
 - 12) (3)の1月8日、1月18日、1月19日、1月29日、1月30日、2月17日、3月14日、4月10日、4月27日、9月26日、10月9日、10月21日、11月12日、11月20日、11月24日、12月4日。(4)の9月4日、10月2日。(5) 茶臼原孤児院『大正十年日誌』の5月24日、12月17日。
 - 13) (3)の1月7日、1月17日、1月28日。
 - 14) (3)の1月23日、2月5日、9月10日、9月27日、10月4日、12月1日、12月11日。拙筆「大正期の岡山孤児院の運営体制と大原理事時代(2)」『共栄児童福祉研究』第9号、2002年3月、89頁から91頁。4)の拙筆「大正期の岡山孤児院の運営体制と大庭理事時代(1)」の67頁、68頁。(1)『退院原簿 岡山孤児院』の「大正八年度」。1)の(b)の23頁右。1)の(c)の17頁右、18頁左。
 - 15) (3)の1月11日、2月9日、5月10日、5月19日、8月4日、8月24日、8月27日、9月16日、11月29日。(1)の「大正八年度」。(4)の1月7日、1月13日、2月3日、2月16日、3月2日、3月11日、4月6日、6月22日、7月6日、7月7日、7月12日、7月14日、7月16日、7月17日。1)の(b)の18頁右、19頁左(②は本論文で修正した)。1)の(c)の11頁右、12頁左。
 - 16) (7)『大正七年見習先名簿』の「高鍋村」。(8)『大正八年見習先名簿』の「高鍋村」。(3)の4月27日。(9)『大正九年度ヨリ見習先及男女興農部人名』の「九年」、「十年度」。(10)『大正拾壹年度見習生名簿』の「木城村」。(11) 茶臼原孤児院『大正十二年度見習生名簿』の「宮城郡」。
 - 17) (3)の1月29日、1月29日、4月27日。(4)の4月22日、9月7日、9月13日、9月14日。
 - 18) (2)の5月1日。
 - 19) (8)の「下穂北村」。(2)の5月1日。(9)の「下穂北村」。
 - 20) (2)の5月1日。(4)の1月24日、1月27日、3月4日、7月13日、7月14日、11月20日。1)の(d)の

- 96頁から98頁。(8)の「行方不名^(明)」。
- 21) (2)の2月3日。(8)の「都於郡村」。(2)の5月1日。(9)の「都於郡村」。(10)の「都於郡村」。(11)の「都於郡村」。
 - 22) (8)の「新田村」。(2)の5月1日。(3)の1月3日。(10)の「富田村」。(11)の「富田村」。
 - 23) (8)の「上江村」。(2)の5月1日。(3)の3月5日、4月13日、7月24日、7月26日、7月28日、8月18日、8月19日、8月20日。(4)の11月3日、11月11日。(9)の「新田村」。(10)の「富田村」。
 - 24) (7)の「新田村」。(2)の5月1日。(4)の2月18日、2月21日。
 - 25) (12)茶臼原孤児院『大正六年度日誌』の5月7日。(3)の6月6日、6月9日、7月22日、8月30日、11月29日、12月19日。(4)の1月30日、2月10日、2月14日、3月26日、3月26日、4月10日、4月19日、5月10日、7月28日、8月2日、8月18日、8月20日、9月12日。(10)の「三納村」。(11)の「三納村」。
 - 26) (12)の5月7日。(8)の「上穂北村」、「木城村」。(2)の10月12日。(3)の8月9日。(4)の3月20日、4月6日、6月27日、12月20日。1)の(c)の18頁。
 - 27) (7)の「上穂北村」。(8)の「行方不名^(明)」。(12)の5月7日。(2)の2月20日。1)の(c)の25頁右、26頁左。1)の(d)の101頁。
 - 28) (8)の「新田村」。(12)の5月7日。(4)の3月20日、6月27日、12月20日。
 - 29) (8)の「熊本ミソ屋」。(13)（茶臼原孤児院）『大正五年日誌』の6月4日。
 - 30) (13)の6月4日。(4)の1月16日、4月10日、4月13日、4月18日、4月19日、8月2日、8月18日、8月20日。
 - 31) (7)の「三納村」。(8)の「三納村」。(14)（茶臼原孤児院）『大正四年日誌』の4月27日。(3)の3月1日、7月22日、7月23日、7月24日、7月25日。(10)の「三納村」。(11)の「三納村」。
 - 32) (14)の4月27日。(4)の11月17日、12月1日。(5)の2月10日。
 - 33) (14)の4月27日。(3)の3月31日、4月18日、4月25日、8月3日、8月21日、8月27日、9月12日、10月8日、11月13日。(9)の「上穂北村」。
 - 34) (8)の「新田村」。(14)の4月27日。(10)の「廣瀬村」。(11)の「廣瀬村」。
 - 35) (1)の「明治四十一年十月卅一日」。(茶臼原孤児院)『大正参年日誌』の7月15日。
 - 36) (15)財団法人岡山孤児院『大正七年度年報』の「大正七年度農場学校報告」。(3)の1月22日、4月5日、4月10日、4月27日、5月4日、9月27日、10月23日、10月24日、11月10日、12月4日、12月6日、12月7日、12月8日。(4)の11月27日。
 - 37) (3)の1月16日、1月25日、2月7日、2月10日、2月22日、3月7日、3月30日、4月10日、4月13日、4月24日、4月27日、9月29日、10月1日、10月28日、11月20日。(4)の1月17日、2月5日。1)の(c)の27頁左。
 - 38) (15)。(2)の4月1日、5月1日。1)の(b)の23頁。
 - 39) (15)。(2)の4月1日、5月1日。(3)の1月15日、3月4日、3月10日、3月20日、4月18日、4月25日、4月27日、6月7日、7月8日、7月31日、8月4日。(4)の1月21日、2月8日、2月9日、2月16日、3月13日、3月14日、3月16日、3月26日、3月27日、4月2日、4月9日、4月10日、4月12日、4月23日、5月1日、5月3日、5月31日、6月9日、6月27日、8月13日、8月20日、8月21日。1)の(c)の11頁。1)の(d)の98頁、99頁。
 - 40) (15)。(2)の4月1日、5月1日。(9)。(10)。(11)。
 - 41) (15)。(2)の4月1日。(3)の1月17日、1月18日、4月27日、10月28日、11月6日。(4)の1月13日、1月24日、1月25日、2月2日、2月3日、3月20日、3月26日、3月28日、6月27日、8月2日、8月13日、8月20日、8月21日。(16)『大正十年一月廿八日理事へ送付セシ控』。1)の(b)の24頁右。1)の(c)の10頁右、11頁左。
 - 42) (15)。(2)の4月1日、5月1日。(4)の2月3日、6月27日、12月4日、12月13日、12月16日、12月22日、12月26日。(8)の「石井組」。(16)。

- 43) (15)。(2)の4月1日、5月1日。(3)の3月1日、4月18日、4月21日、4月24日、4月25日、4月26日、4月27日、7月26日、7月27日、8月18日。(4)の3月20日。1)の(c)の29頁右。
- 44) (3)の1月18日、2月27日、4月14日、4月15日、4月27日、9月29日、10月1日、11月11日、11月20日、12月17日、12月26日。(4)の1月16日、2月4日、4月10日、4月13日、4月18日、4月19日、7月18日、8月2日、8月20日、8月21日。(9)の「富田村」、「蚊口町」。(10)の「蚊口」、「宮崎福島町」。
- 45) (2)の5月1日。(3)の10月1日、10月21日。
- 46) (3)の1月8日、1月11日、3月11日、3月16日、12月22日。1)の(b)の16頁右、17頁左。1)の(c)の28頁右、29頁左。1)の(d)の103頁。
- 47) (3)の1月28日、2月14日。1)の(c)の18頁左、21頁、22頁左。
- 48) (3)の2月9日。
- 49) (3)の2月12日、3月13日、3月21日、3月22日、9月22日、9月30日、10月1日、10月5日、10月15日、10月20日、10月21日、10月28日、12月18日。(4)の2月3日、2月10日、2月14日。1)の(d)の95頁。
- 50) (3)の2月20日、3月2日、3月26日、3月28日、3月29日、8月3日、8月11日、8月21日、8月22日、8月27日、8月28日、9月10日、9月16日、9月20日、10月26日、11月5日、11月8日、11月18日、12月2日、12月8日、12月15日、12月20日。(4)の1月16日、1月22日、1月30日、2月1日、2月16日、2月20日、3月13日、3月16日、3月25日、3月26日、4月8日、8月2日、8月13日、8月18日、8月20日、9月1日、9月2日、9月23日、9月24日、11月27日。
- 51) (3)の9月6日、9月21日、9月22日、10月4日、10月12日、10月16日、10月18日、11月3日、11月5日、11月12日。1)の(d)の94頁。
- 52) (3)の2月18日、2月27日、3月2日、3月27日、3月28日、4月12日。1)の(d)の91頁、92頁。
- 53) (3)の3月19日、3月27日、3月28日、4月13日、4月17日。1)の(c)の24頁右、25頁左。1)の(d)の83頁、93頁。
- 54) (3)の5月17日、8月17日。1)の(d)の80頁から83頁。
- 55) (3)の7月22日、8月7日、8月31日。1)の(c)の9頁。
- 56) (1)の(b)の23頁左(福129-玉は誤記で、福124-玉に訂正する)。(3)の6月11日、9月29日、10月12日。(4)の2月3日、6月27日。
- 57) (4)の2月15日、2月17日、2月27日、2月29日、3月1日、3月4日、3月8日、3月12日、4月15日、4月20日、4月28日。(3)の8月15日。
- 58) (4)の1月30日、3月20日。(7)の「石井組」。(8)の「石井組」。拙筆「大正期の岡山孤児院の運営体制と大原理事時代(2)」の90頁、91頁。(16)。
- 59) (4)の4月2日、4月12日。(8)の「倉敷林源十郎方」。
- 60) (4)の1月14日、1月17日、3月8日、3月9日、3月14日、4月22日。(9)の「富田村」。(3)の4月30日、5月12日。(10)の「蚊口」。
- 61) (4)の1月14日、1月17日、4月22日、9月23日、10月10日、10月19日、10月20日、10月24日、10月27日、10月28日、11月20日。(9)の「下穂北村」。(5)の2月24日。
- 62) (4)の4月2日、4月6日、6月8日、9月13日。茶臼原孤児院『大正十二年度日誌』の12月31日。1)の(b)の19頁左。1)の(c)の18頁左。(3)の8月9日。(8)の「富田村」。
- 63) (4)の9月30日、10月2日、10月3日、10月5日。(6)。(2)の2月2日。(3)の1月30日、8月14日、8月25日。
- 64) (2)の2月2日。(3)の1月20日、4月10日、4月27日。(4)の1月30日、2月2日、10月2日、10月11日。1)の(c)の11頁左。
- 65) (2)の2月2日。(1)の「大正九年度」。(4)の1月15日、1月17日、3月9日、3月10日、3月14日、4月22日、10月2日、10月20日、10月27日、10月28日、10月30日、11月5日。
- 66) (2)の2月2日。(4)の3月13日、3月31日、4月2日、4月21日、4月22日、10月2日、10月11日、10月

- 22日、11月11日。1) の (d) の86頁から89頁。
- 67) (2) の2月2日。(3) の12月6日、12月16日。(4) の4月22日、9月25日、10月2日。
- 68) (2) の2月2日。(4) の1月14日、1月17日、4月22日、5月1日、5月19日、10月2日、10月20日、10月26日、11月16日。1) の (d) の96頁。
- 69) (4) の12月12日、12月25日。(1) の (b) の5頁。(7) の「高鍋製糸会社」。
- 70) (4) の1月18日、2月20日、3月26日、12月20日。(12) の1月12日、1月19日、3月2日、4月27日、5月11日、7月24日、10月1日。(8) の「石井組」。(16)。1) の (d) の98頁。
- 71) 「三代目教育」とは、石井院長が出身者（殖民）たちに「親は働き子は学べ三代たたば小作も地主」という「一大教訓」を話し（『岡山孤児院新報』第137号、1908年4月15日、2頁）、茶臼原農村づくりに結び付く考え方である。

Historic roles of Okayama Orphanage's Residential Care
of Long-term Cared Children in The Great Famine of Northern Japan (4) :
focusing on orphans discharged of three Tohoku Prefectures from 1919 to 1920

Yoshiaki Kikuchi

This paper is on the situation content analysis of 59 Okayama Orphanage children discharged from 1919 to 1920 to reveal historic roles of the orphanage residential care in the famine of three Tohoku Prefectures in 1909.

Okayama Orphanage changed their discharge rules In 1919, and discharged farm schools' graduates and apprentices finishing the draft inspection, so the orphans had stayed the orphanage for 8 months 14years and their residential period was longer, and discharged children increased so fast to 59 people.

The analysis of historic roles of Okayama Orphanage is as follows.

(1) A historic role of Okayama Orphanage is that the orphanage fully supported Tohoku children's growth whose age were from late childhood to adulthood. In the poor harvest, the orphans' residential period got longer and the orphans increased: 30 orphans of adulthood from the first half of school-age were the most orphans in Okayama Orphanage in 1919, and 9 orphans of the same age as above was the most in 1920.

(2) Another role is to put Tohoku children in the orphanage, reliving the needy condition of their families surviving the disaster and to contribute to rebuild their lives. For long 14 years, continuously, the orphanage had supported 29 orphans, half the number of all orphans, but 29 orphans were fully or poorly supported by the orphanage.

(3) The other is to contribute to the independence of families of orphans discharged, but only 8 orphans appreciated the orphanage contribution. 60% of the orphans didn't do so.

These three historic roles can be regarded as unique charities in The Great Famine in three Tohoku Prefectures from a disaster relief historic viewpoint all in all.

KeyWords: Okayama Orphanage, The Great Famine of Northern Japan, Child Welfare History, Disaster Relief History

原稿受領2014年11月12日
査読掲載決定2015年1月26日